

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成29年12月8日（第2日目）

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから、平成29年平泉町議会定例会12月会議第2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

それでは本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、通告順に発言を許します。

通告6番、升沢博子議員、登壇、質問願います。

7番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

おはようございます。通告6番、升沢博子でございます。本日のトップバッターとなっております。朝一ですので、元気よく参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

第1に、第4次行政改革プランの取り組みについて、2つ目に財政計画について伺います。

現在、平成28年度決算を経て、総合計画後期計画2年目の実施計画に基づき事業が進められています。そして、既に来年度予算編成に向けて作業が進んでいると思われませんが、今後の大型事業については、特に堅実な財政計画が重要になってくると思われます。そこで、1つ目の第4次行政改革プランの取り組みについてを伺います。

第4次行政改革プランは、総合計画を受けて、平成28年より第4次行政改革プランということで取り組んでいるわけでございます。課題も多く、行政の改革ということで、その課題に取り組むという町の姿勢を示したものと捉えております。

1つ目に、情報公開について、ホームページ、フェイスブックへのアクセス数はどうでしょうか。フェイスブックのコメント欄ではどのような意見が寄せられ、どう活用しているのでしょうか。

か。

2 番目、民間委託、民営化について。

給食調理業務、現在は平泉の小学校 2 校が調理業務として自校方式をとっておりますし、中学校は委託ということになっております。センター方式となっております。このことについて、現在委託も検討されているということですが、その検討内容について伺います。

3 番目、財政運営について。

現在、財政調整基金が標準財政規模の39%強と高率になっておりますが、今後の見通しはどうか。実質公債費比率は平成28年度をピークに比率が増加に転じました。今後、健全化の判断、起債の発行制限がかかる18%未満を維持できる見通しとなるでしょうか。

4 番目、工業団地の売却についての見通しはいかがでしょうか。

5 番目、人事評価制度の実施について、効果的な運用はどのように図っているのでしょうか。

6 番目、政策課題についての庁内プロジェクトを開始したようですが、その具体的な内容について伺います。

7 番目、平成28年 6 月会議で政策評価について質問いたしました。その時点で研修を行い、実施という答弁がありました。その後の取り組み状況について伺います。

大きな 2 番目でございます。財政計画について伺います。

平成28年 6 月の一般質問で、総合計画に長期的な財政フレームをとという質問を取り上げました。

現在の財政運営は確かに堅実で、いずれも評価できる指標であり、当局の努力がうかがえると思います。しかし、今後スマートインター建設、関連道路の整備、その周辺の土地開発、教育施設の建設と大型事業が続きます。当町のような小規模自治体はよほどしっかりした財政計画を持たないと、経営は非常に困難と考えます。扶助費、物件費を減らすことは困難であり、大型事業への多額の財政出動が予測される中、教育費、民生費など、住民の福祉に直結した施策への予算配分については特に注視していきたいと思っております。

そこで、町長の今後の中長期的な町政運営のビジョン、経営理念、特にも財政についての所見を伺います。

以上、質問について明快なご答弁をよろしく願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、升沢博子議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1 番の第 4 次行政改革プランの取り組みについてのご質問の、ホームページ、フェイスブックへのアクセス数は、フェイスブックのコメント欄ではどのような意見が寄せられ、どう活用していますかのご質問にお答えをいたします。

ホームページのリニューアル後、本格的に稼働した平成29年 4 月から11月までの 8 カ月間の総アクセス数は53万2,165アクセスでした。フェイスブックについては、投稿記事内容によって異

なりますが、1記事当たり平均800程度、関心が高い記事であれば4,000程度見られる場合もあります。

フェイスブックのコメント欄については、投稿した記事への感想が主となっており、町政などへの意見がないのが現状です。また、フェイスブックについては、町の情報発信をメインとしているため、コメント投稿者への返信は原則行っておりません。意見や提案がある場合は、フェイスブックではなく、町ホームページ、町政へのご意見箱への誘導を図っております。

ホームページリニューアルやフェイスブックからの誘導など、町政への意見を言いやすい環境づくりを進めた結果、ホームページ上からの問い合わせ件数は大幅に増えております。いただいた貴重なご意見については、内容によって各課へ振り分け、都度適切に対応しております。

次の給食調理業務の委託も検討されていますが、その検討内容について伺いますのご質問につきましては、後ほど教育長から答弁をさせますので、よろしくお願いたします。

次に、財政運営についてご質問の、健全化判断の18%未満を維持できる見通しはあるかのご質問にお答えをいたします。

財政調整基金は、これまでの公債費負担適正化計画による起債発行の抑制や、職員数の削減などによる人件費の減額など、行政改革の取り組み等により平成28年度末、平成29年5月現在ということになりますが、12億3,000万円と過去最高額となっております。

町財政の今後の見通しは、人口減少による影響により、町税、普通交付税については減少が予想され、今後も歳入面で厳しい状況が見込まれます。また、歳出においては、高齢化による扶助費の増加や施設の老朽化による維持補修費の増加、大型事業が本格化することにより、多額の起債の発行及び基金を取り崩しての対応が続く見込みであります。

財政調整基金につきましては、災害など非常事態に備え、標準財政規模の10から15%である4億円は最低限度確保したいと考えており、財政健全化指標である実質公債費比率は平成28年度決算で9.8%と、前年度比で0.3ポイント増加となりました。スマートインターチェンジ、それに伴う接続道路整備など、平成32年までに多額の起債発行を予定しており、平成34年度で10%中ごろと、今後も上昇する見込みとなっておりますが、県の起債許可基準の18%を超えないよう、他の事業の優先度を検討しながら起債発行を調整することとしております。

次に、工業団地の売却についての見通しはのご質問にお答えいたします。

工業団地の売却の見通しにつきましてでございますが、現在、高田前工業団地に興味を示している企業がありますので、ぜひとも立地いただきたいと鋭意努力しているところでございます。

なお、企業誘致につきましては、特にも相手企業への配慮が重要なことから、詳細につきましては成立間近になってからのご報告になるかと思いますが、ご了承を願いたいと思います。

次に、人事評価制度の実施について、効果的な運用はどのように図っているのかのご質問にお答えをいたします。

人事評価制度につきましては、3年間の試行期間を経て、平成28年度から本格運用を開始しているところですが、職員が職務を遂行するに当たり、発揮した能力や業績を公正に把握することで、地方公務員としてより高い能力を持った職員の育成を図り、能力、業績に基づく人事管理を

行うことで組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービス向上の土台をつくることを目的としております。

具体的には、職員の業務目標の難易度や達成度に基づき評価する業績評価と、評価期間内に発揮された能力や職務への取り組み姿勢、態度を客観的な事実に基づき評価する能力評価の2本立ての評価とし、職務の業績を重視した目標管理型の人事評価として運用しております。

人事評価の結果の活用につきましては、職員の人材育成、任用、給与及びその他の人事管理の基礎として活用することとしておりますが、現在は職員の人材育成に主眼を置いた活用としております。今後は、評価者となる管理職、被評価者となる職員向けにそれぞれ研修を実施しながら、制度への理解を深めるとともに、公正かつ適正な評価を確保するレベルまで制度を定着させ、任用及び給与その他人事管理に反映させたいと考えております。

次に、政策課題についての庁内プロジェクトを開始したようですが、その具体的な内容はのご質問にお答えをいたします。

政策課題につきましては、これまでも随時個別に検討されてきたところでありますが、そのうちの1つである少子化・定住化対策プロジェクトチームにつきましては、今年度はプロジェクトチーム方式をとらず、対策本部会議として定住化への取り組みについて実施したところであります。具体的には、町内への定住を促進するための町有地の活用方法について議論し、坂下地区の宅地分譲及び上野台地区の土地活用の方向性を決定しております。課を横断して意見を集約することで、より効果的な事業に結びつくものと思っております。

企業誘致プロジェクトチームにつきましては、現在は開催する予定はありません。誘致活動はなかなか申し上げにくい部分が多いことをご了承いただきたいと思います。とにかくよい報告ができるように、現在は鋭意努めていることをご理解いただければ幸いです。

次に、平成28年6月会議で政策評価について質問し、研修後実施と答弁がありました。その後の取り組み状況はのご質問にお答えをいたします。

政策評価につきましては、政策の効果を把握、分析し、評価を行うことにより、次の企画立案や実施に役立てるものでありますが、その実施に向けて職員を研修に派遣するなど準備を進め、まず第1段階として、ことしの5月に後期基本計画の目標指標に対する2年目終了時の進捗状況調査を行ったところであります。また、8月には実施計画に係る事業計画について各課ヒアリングを行い、進捗状況調査の結果をもとに、政策として実施する事業及び目標指標の達成に向けて優先的に実施する事業を決定し、実施計画の策定を進めているところであります。

今後につきましては、来年5月を目途に、後期計画3年目終了時点の状況について、今年度実施した進捗状況調査に加え、事業の効果や分析評価などの項目を加えた政策評価を実施してまいります。これにより政策の効果を把握し、必要性や効率性、有効性などの観点から、みずから評価を行い、その結果を当該政策に反映させる仕組みを構築してまいります。

次に、2番の財政計画についてのご質問にお答えをいたします。

本町の財政は、さきにも申し上げましたが、歳入では人口減少に伴う交付税の減、歳出では扶助費の増加傾向が続くことが想定され、また、スマートインターチェンジ整備やそれに伴う道路

整備など、大型事業を予定していることから、公債費の増加なども見込まれ、今後多額の財源不足が見込まれるところでございます。

少子高齢化社会の中にあって持続可能な町を運営し、継続的な町の発展、町民が住みやすいと感じる町の実現に向け、新総合計画及び総合戦略の実現に向け、積極的な取り組みが必要とされています。町民と行政がともにつくる協働のまちづくり、少子化対策、定住化対策、企業誘致の推進、産業の振興、防災対策など、重点施策については優先度に応じた財源の配分を図り、選択と集中を進め、創意と工夫を凝らすなど、限られた財源の重点的かつ効果的な活用を努めてまいります。

歳入に見合った歳出が予算の基本であるということが基本と考えますので、事業の必要性の検討を行うなど、スクラップ・アンド・ビルドの原則により、事業効果、効率性等を検証し、歳出の見直しを行い、財政健全化に向けた取り組みを進めてまいります。財政計画を毎年度見直しながら、健全財政維持に向けたコントロールを随時行うなど、今後ともこの姿勢を守り、将来世代に過大な負担とならないよう行財政運営するとともに、町民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進し、本町の規模に見合ったスリムな行政運営に努めてまいります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

私からは、第4次行政改革プランの取り組みについての2番目の民間委託、民営化について、給食調理業務の委託というふうな点についてのご質問にお答えをいたします。

町内の学校給食につきましては、平泉、長島両小学校は単独自校方式、また、中学校については一関市に給食事務を委託し対応をしているところであります。

小学校の給食施設設備の老朽化が著しく、維持修繕費用がかさんでいることや、調理職員の高齢化等もあって、単独自校方式での継続及び調理業務委託の可能性について検討しているところであります。

小学校建設時点では、自校方式の給食施設の建設に対しましても国の補助等があり、整備を実施しておりますが、現状では自校方式に対しては国の補助も見込めないことから、給食センター方式や業務委託について比較検討となるものであります。新たな給食センターの導入となりますと膨大な初期投資が必要となることから、平成24年の中学校の給食開始時点におきまして、中学校の給食については一関市へ給食事務委託として実施しているところであります。今後、小学校の給食につきましては、一関市との協議開始も含めて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

答弁ありがとうございました。それでは、何点か再質問をさせていただきます。

それでは、最初に情報公開についてということで、本年4月からホームページがリニューアルをし、その後フェイスブックにも取り組むということで、フェイスブックは特に世界に瞬時に情報を届けることができるということで、非常に効果が期待されているところであると思います。

アクセス数もかなり高くなっているというふうに理解しておりますが、以前に比べて情報内容についてのアクセスの回数も、簡単に入れるようになったということで、評価するところではあるのですが、ご答弁の中にもありましたように、いろんな、ホームページの中では町政へのご意見箱というところをいただいているようではございますけれども、そのホームページの内容についてということでの意見とか、そういうところはあるかないか。あるのであればどうのご意見があるか、伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

4月からホームページ新しくなったわけですが、このホームページに係る、よくなったという意見は若干はいただいておりますが、それほど多くはございません。ただ、ホームページが新しくなったことによりまして、町政に関する意見は、以前は年間で大体9件や10件程度しかホームページには寄せられませんでした。4月から11月いっぱいまでに50件超えておりますので、やはりホームページが新しくなったことによって意見が寄せやすくなったのではないかと、いうふうに考えております。それを、先ほど町長が答弁申し上げたとおりでございますが、各課に振り分けて対応することによって、より町民への、住民の方々への意見の反映というのがよりできるようになったのではないかと、いうふうには思っております。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

規模にもよるのでしょうか、市段階ではそういう寄せられた意見、要望に対しての回答も公開しているところがあるようですが、そういう、町としてこういう要望があつて、そしてこういう回答をしたというようなことを公開するようなあれはないでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

寄せられた意見の中には、公開していい、もしくは非公開という部分もございますが、多くは非公開を望んでおられるということでございますが、今後ですね、その情報に関しまして、公開していいかという部分をもう少し確認をはっきりして、そういうふうな公開していくような対応というものもちょっと考えてまいりたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

内容によってはということで、やはり町民もこういう情報が寄せられて、町としてもそういう取り組みを迅速にやっているのだという姿勢がやはりうかがえると思いますので、公開できるものはぜひ公開していただきたいと思います。

それから、町長の部屋というところがありまして、町長の経歴と施政方針が出ているわけですが、もう少し何か工夫があってもいいのではないかなということを感じますし、それから、いろんな行政情報とかそういったところでの分類が、もう少し工夫が必要ではないかなと思うところもありますが、いかがでしょうか。

さっきちょっと話戻って、町長の部屋のところで、ほかの自治体ではそこに、町長の交際費、それが町長の枠の中で公開しているところもあるようですので、そういうところもやっぱり工夫が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

町長の部屋に関しましては、かなり庁舎内でも議論をしてきたところでございます。ほかの自治体の首長の部分のホームページ見ますと、行事に行った部分を載せているとか、そういう町長が動いている部分に関しまして掲載しているところもありますが、平泉、当町の場合はなかなかそこまでやる人的なパワーが難しいので、このような形にさせていただいたというところでございます。

当然のことながら、施政方針演説が新しくなれば更新していくという形では対応してまいりたいと思っております。あと、町長交際費につきましては別のところで公開しておりますので、町長の部屋で公開するという形ではない形で、今後とも進めてまいりたいというふうに思っております。

あと行政情報の見やすさということですが、これにつきましても庁舎内でかなり議論してまいりました。さまざまな形というものがあろうかとは思いますが、現時点では現状のものが最もよいのではないかというふうには思っております。ただ、これも情報化というものは、議員ご存じのとおり、非常なスピードで進んでおりますので、それによっては合わなくなってくるということが今後も起き得ますので、その状況に対応しながら考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

確かに職員の取り組んでいただく部分で、平泉のようなところは更新の速度とか、日々更新されていくような、そういったところよりはちょっと難しいところもあるのかなとは想像するのですけれども、その課題について最後に伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

日々更新していくということは、もちろん最もいいことではあるわけですが、やはり非常に人的なパワー含めてですね、負担になってくるということはあります。ですので、町としては当然のことながら、各課で新しい情報等は随時更新していくわけですが、できるだけその負担を軽減していくようなやり方でしていきたいと思っております、現状になっておるといことになります。

ただ、やはり新しい情報等々は常に各課で更新していくようには努めてまいりますので、遅くなることのないように今後も進めてまいりたいということで思っておりますので、ご了承いただければと思います。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

それでは次に移りたいと思います。

民営化ということで、給食センター、給食のセンター化の検討についてということで、もう一度再質問させていただきます。

教育長に伺いたいのですが、現在の自校方式のよさといいますか、そこについての認識をちょっと伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

校舎の中に給食室があってそこで調理されているわけでありますから、当然のことながら、温かいできたてのものが子どもに支給されるという、そういうふうな点はよさであろうと思いますし、それから、地場産品をできるだけ活用できるという、そういうメリットもあるのではないかなど、そのように思います。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

ちょっと簡単なお答えですね。

それとですね、やはり、先日、ちょっと私は行けなかったのですけれども、子ども達への小学校へのボランティアをしている団体、個人の人たちに試食会というご案内がありまして、本当に非常に残念ながら、ちょっと会議が入って行けなかったわけなのですけれども、聞いたところによると、子ども達とお話ししながら非常においしくいただいたということで、よかったよという話も聞きました。それから、やはり食育というところで、子ども達を取り巻く、食事に関する教育というところが非常に大変になってきているのではないかなというところもありますし、そしてやはり心が伝わるというようなところも含めて、もう一度、もう少しメリットがあるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

大変失礼しました。

一関の第2西部給食センターができたとき、私もその開所式に行って試食をしてまいりました。2年ぐらい前だったかと思います。何千食というのですか、食数ちょっと忘れちゃいましたが、かなりの食数をつくっているわけでありますので、当然のことながら、言ってみれば手の込んだといいますか、そういったようなメニューにはならないのだなということを実感させられたということがあります。そういう意味では自校方式というのは、先ほど申しましたように地場産品を活用しながら、いわば郷土食的なものも取り入れたりとか、あるいはその時期時期の季節に応じたというふうなメニューづくりもされるのであろうなど。これは単にカロリーを整えればいいというものではないという、そういうことはあろうかというふうに思います。

それから、食育の面でいいますと、例えば栄養士が学級を訪問する、学校を訪問する、子ども達の食事の様子を見聞きしながら子ども達の食育指導にも当たるといふ、そういうようなよさもあるのかなとは思っています。その程度でよろしいでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

ありがとうございます。やはりつくっていただくことへの感謝というか、そういうこともやはり伝わってくるのかなというふうに思いました。

第2西部給食センター、萩荘にありますかね。そちらに平泉中学校は委託しているということなのですが、ちょっとのぞくと、時々やはり試食会をやっている、写真も載っていたのですが、子どもと一緒にではなくて別室で何人かがいただいているというふうな。だから、この前の小学校で子ども達と一緒にというふうな試食会には、やっぱりどうしてもならないのかなというところも感じているところがございます。

いずれ行政改革の一環として検討されていることではあるのでしょうけれども、やはり子ども達に本当に密接にかかわることでもありますので、その辺は、特にもそれぞれの方式のメリット、デメリットなどについて、検討委員会なども必要に応じて立ち上げて、十分検討していただきたいというふうに考えているところです。

最近では自校方式と、それからセンター方式のほかにデリバリー方式というのがあるというのが載ってまして、それはもう完全に民間のそういうところから運んでもらうというふうなところもあるようですが、ちょっと全国的に見るといろんなトラブルがあって、給食の中に異物が混入していて、今ちょっと、大磯のほうですか、何か給食のあれが問題になっているというふうなところも聞いたことがありますし、食の安全とかそういうところを考えると、やはりそこは看過できないところも多いのではないかと思います。

2014年の調べですけれども、自校方式が1万2,091校、センター方式が1万5,542校というデー

タが出ておりまして、その後ちょっと変わったのかもしれませんが、やっぱりセンター方式のほうが多くなっているという、いろんな経済面とかそういったところだとは思いますが、やはりきちんと検討していただいて、親たち、地域、そういったところの意見もきちんと聞く形にしていただきたいなというふうに思っております。

それでは、次に進んでまいりたいと思います。

財政運営につきまして、現在、答弁にもありましたように、財政調整基金は標準財政規模の39%ということで、本当に今がピークとなっていると思われまます。ただ今後、行財政改革推進委員会のほうにも、それから年度当初の予算の関係のところでももう示されているところですけども、平成33年ごろにはもう大体5億程度まで減額するだろうと。合わせても9億ぐらいの基金になっていくだろうという予測があるわけですね。

それで、今後大きな事業が続くと思われまます。そして、振り返りますと、過去に大型事業を行おうとしたときに、その当時の借金が100億程度あるということで、町民の方たちは非常に危惧していろんな議論になった。過去にそういった経緯もありました。町の人たちの不安というところが非常にあったわけですね。

それが今後ですね、きちんとした形で町が町民に示せる形の行政運営、財政運営をしていくという、そのことが非常に問われてくると思います。なので、そうなればやはり長期的な財政計画が非常に大事になってくるのではないかなと思われまます。今後の、もう一度、その平成33年、これからの計画について、どの程度になるのか示していただきたいと思われまます。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

今後の計画というようなことをございますけれども、手持ち資料が平成34年までしかちょっとないものですから、いずれ町長の答弁の中でもお話しさせていただきましたけれども、財政調整基金につきましては、標準財政規模をまず30億とすれば、それからその10から15%が目安というようなことで考えてございますので、4億程度は常に確保していききたいというふうな考えで持っておりますので、これを下回らない状況での財調を積み立てておくということをございます。ですので、それに影響するような事業については、特にも単独事業になろうかと思われまますけれども、単独事業等についてはかなりの事業制限をさせていただきながら、その財調の4億を下回らないような形での財政運営を心がけていききたいというふうには考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

総務省が平成29年から決算情報の見える化ということで、指標の出し方もかなり細かく情報として出すようになってきているようです。当該団体における経年比較や類似団体との比較ということが非常に重要になってくるということで、今現在、当町で類似団体と比較した場合、比較ということを行っているかどうか、そこを伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

類団等の比較についてはもちろん行ってございますし、公表につきましても、総務省で示されておりますとおり、公表については行ってございますので、いずれ住民に対しての財務状況公表については、間違いなく伝わるような形で対応させていただいているというふうに認識してございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

住民1人当たりのコストについて、性質別、目的別であらわされるようにはなっているようですが、その中で特に高いというふうに思われているところがありますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

特にですね、他と比べてというふうなことで、他の自治体との違いというのがあれば、平泉町については文化財関係でも予算という形にはなるかと思えます。あとそのほかに、人件費とか物件費とか扶助費というようなものもございますけれども、財政規模によって、これについての比率はかなり影響されるものがございますので、小規模自治体である平泉町といたしましては、その人件費比率も含めまして、他の類団と比較すればそれほどの差異はないかなとは思ってございますけれども、若干それらについての、人件費も含め、物件費も含め、その文化財関係等の費用も含め、若干高目になっている可能性はございます。いずれその辺については、そのぐらいの大きな差異はないかなとは思っていますけれども、その今申し上げました費目については、若干高目に推移しているのではないかなというふうには想定してございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

補助費ということで、補助費等というところがやはりかなり高くなってきているというふうに感じています。それは今、各団体、あるいは外郭団体からの補助金という形で申請を受けて、今交渉しているところだと思います。

この補助金については、過去にちょっと内容について出してもらった経緯もありますけれども、やはりそこだけ見ただけではよくわからないと。それで、ちょっと類似団体に比べて補助費等が高い、その内容はやはり補助金の部分ではないかというふうに思われます。

補助金に関しては、やはり一度補助をすとなかなかやめられない。そして、逆に減っていくよりも増額する場合もあったりするということもあるようです。そのところをやはりきちんと見ていくということが必要になってくるかと思いますが、そこについて伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

特に補助費、各種団体への補助金につきましては、前年度の実績状況等を踏まえながら、もちろんその実績に応じた形でその査定等もさせていただいております。

いずれ補助団体、補助する団体が多いというようなことは、それぞれ各地域での事業が活発に行われているということにもつながろうかと思っておりますけれども、いずれきちんとした内容で、補助にふさわしい事業をしていただいているか、またその補助を出した、補助金に見合うような事業実施をしていただいているかというものをチェックさせていただいて、それに見合うような形で査定をさせていただいて、予算措置をさせていただくというような形で、引き続きそのような形での対応をさせていただきたいというふうには考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

繰り返しになりますが、やはり議員といたしましては、適正なそういった財源を使って、そういった団体を育成、補助していくという趣旨をやはりきちんとしていただきたい。そしてその評価、そういったところも含めて、やはりきちんとやっていくのが役目ではないかと思っておりますので、そこは全体的な動きを見ながら、財政課としてはやっていただきたいというふうに思っているところです。

具体的には、そういった各団体の監査ももちろんあるのでしょうか、そういったところについての公表とか、そういうところはないのでしょうか。その結果、どういう見直しとか、そういうところは今現在はやっていないのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

予算措置する中で、例えば各種団体の規約等々に基づいた、その目的に合った内容の実行をしているかというようなところぐらいまでのチェックはしますけれども、その実際の各種団体が行った内容等を常時把握した中でのチェックまでは至っていない。それぞれの団体にもそれぞれの監査があるかと思っておりますので、その中で十分にチェックされて、きちんとした形の活動をされているものだというふうな形で理解しながらというような内容でございます。いずれ、ただその設置団体の目的に合った内容での補助を申請されているかどうかについての確認だけ、チェックだけはさせていただきながら、予算措置はしていきたいというふうな形で考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

わかりました。

次に、今後考えられる施策、町がとっていく施策の中に、やはり財政が伴う施策となっている事業が続いていくわけだと思いますが、さきにも申し上げましたように、町が行う事業に対しては、今回の行政改革推進協議会、あるいはいろんな計画に対して町民を対象にした審議会、そういったところで検討されて、そして諮問を受けて、行っていくというような形だと思うのですが、こういった政策の評価については町としてもきちんと行って、今後そういった研修も行いながら続けていくというような答弁もいただいておりますが、その事業に対しての、事業実施、町民が参画をしてそこに評価、施策、町民参画条例という形で、これは条例として町民がその立案、実施、評価まで町民が参画するという形の条例を、これはまちづくり条例という形でつくっている自治体もありますけれども、そういう形で今後の平泉がとっていく施策に対して、市民、町民、住民ですね、町民が参画していくという形の条例、それをつくっていく考えはないか。

それは、検討内容については大型の事業、あるいは総合計画、それから町政に関する基本方針を定める条例の制定、それから、広く町民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画など、そういったところについて町民も参画して、そして立案のところから町民も参画できるというような条例を定めている自治体もあります。そういった考えはないか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

平泉町では、行革に関しましても外部委員会を持っておりますし、総合計画につきましても総合計画審議会という形で、皆さんからのご意見をいただいておりますというふうに考えております。

それで、この町民参画の条例につきましてですが、皆様方、議員様もそうですけれども、町民の代表という形で出ているというふうには認識しておりますので、今現在町としては、そのような形の条例設置というのはまだ考えておりません。

ただ、議員おっしゃるとおりですね、できるだけその政策立案、そういうことに関して透明性を持っていく必要性というのは認識しておりますので、もう議員もご存じのとおりかと思っておりますけれども、当町としましても政策会議というものを設定して、その政策決定の経過等々を明確に残していくという形では、取り組んでいくようにしてまいりたいというふうに思っております。ただ、これらの中身について、全てを公表できるかといいますと、その経過につきましても、全面公開というのはなかなか難しい部分もありますので、その辺につきましても、今後ちょっと検討させていただきたいと思っておりますが、できるだけそのような経過については透明性を持って取り組んでまいりたいというふうには思っております。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

今いただいた答弁ということなのですが、総合計画についてもそうですし、いずれ審議会という形で町民、各団体の代表者という形で意見をいただいて諮問しているという、そういった状況

でもありますし、行革委員会もそのとおりだと思います。

ただ、大きな事業になりますと大きな財政出動も伴うわけですね。そういった形の中に、やはり町民の、もちろん私たちは議員という形で町民の代表として、そういった審議をしているわけですが、そこの中にやはり町民自身の、情報公開も含めて、今確かに公開できない情報ももちろんあるということはおっしゃるとおりだと思いますけれども、やはりそういった町民の責務ということも、町民の自覚を促す意味でも、そういった条例をつくるということも必要ではないかというふうに考えるわけですね。この中で、町の責務、町民の責務という形で。

これは自治基本条例という形になってくるとは思うのですけれども、さきにも申しましたけれども、今までも過去の大型事業を行いたいといったときに、やはりなかなか町民の中の理解を得られないといった経緯もありますので、そういうところの町民を巻き込むというか、そういう位置づけをですね、きちんとしていただければなというふうに思うのですが、そういう法的な形をとるとということも1つの方法ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議員おっしゃるとおり、そのような形にできればいいかなとは思いますが、これはやはりその自治体の個性にもよるものだろうというふうには考えております。

当町の場合は、議員もご存じのとおり、全行政区をめぐっての町民懇談会等もできる規模なわけですね。これは、それらに対応できないような大きなところでは、そういう条例という形での制定も必要かと思いますが、当町は岩手県の中で最も小さい行政区、これはむしろマイナスではなく、プラスに捉えれば、町民に向けてさまざまな情報を発しやすい環境ということも言えるかと思えます。ぜひとも、この平泉町の特徴といたしまして、そのような法律、国でいえば法律でございしますが、条例までをつくらなくても町民と意思疎通ができるような環境、そのような形で、説明会等をより多くするような形でですね、町民との意思疎通というものを図って、大型事業等にも取り組んでまいりたいと思えます。

議員がおっしゃるような形で、その町の町政に対する、大型事業に対してご意見があったことは存じ上げていますが、それも町民懇談会、もしくは町民説明会を行えるという環境で生まれてきたことと考えていますので、むしろこの状況を今後も維持してまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

ありがとうございました。

いろいろ答弁いただきましたので、やはり今後、町として行っていく施策の中で、町もうたっているようにですね、協働という形を前面に打ち出しているわけですので、ただ、やっぱり双方からの意思疎通があってそれも成り立つものだと思います。そういったところも含めて、やはり

町民自体の責務ということも出てくるということ、私たち自身も、議員もですね、それも自覚しながら、やっぱり施策には財政が伴います。そういったところをきちんと見据えた形で今後行政運営をしていっていただきたいと思います。

以上、財政についての質問をいたしました。ありがとうございました。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

通告7番、千葉勝男議員、登壇、質問願います。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

通告7番、千葉勝男でございます。

年月の流れ、光陰まさに矢のごとく、新年度の予算編成の時期を迎え、私も気持ちを新たに諸課題に取り組んでいく決意をいたしたところであります。

国においては98代内閣総理大臣、第4次安倍政権が誕生したところでありますが、その経済政策に注視をしているところであります。

さて、今回私が取り上げた問題は、社会経済情勢が不安定で不均衡経済が進んでいる今だからこそ、工夫に工夫を重ね、議員も、町長をはじめ職員も、英知を結集してこの難局を勝ち抜いてまいりたいと思っているところであります。

それでは、今議会において町政の重要な課題と思われる点について所見を頂戴をしたいと思います。

まさに時代の流れと申しまししょうか、自主財源の確保が重要であることは議論を要しないところであります。魅力あるまちづくりを推進し、多様化する住民ニーズに応えるために、スクラップ・アンド・ビルドによる歳出の抑制はもちろんのこと、歳入をいかに確保するかについても、それと同様に考慮しなければならない重要な問題であると思っているところであります。

それでは、町長の建設的な答弁を求めてまいりたいと思います。

まず大きな1つ目でございますけれども、町長の目指す町政についてであります。

三つどもえの選挙で見事当選をされ、3年4カ月を経過した今、町長には町政に対して熱い思いがあって着任をされているものと思っておりますが、その総括をお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、町政課題について。

その1つ、平泉スマートインターチェンジについては、平成33年度の開通をめどに進められていると思いますが、さきの私の質問に対し、事業費を抑えるため関係機関と協議していくとの答弁がありました。その後の協議内容をお聞かせをいただきたいと思います。

次に、スマートインターチェンジにアクセスする祇園線整備に係る社会資本整備交付金というものがあったわけで、本年度が最終年度ということになります。その後、全額交付となりますかということでもあります。

社会教育施設の整備手法については、PFI等の可能性を探るとしてありますが、その見通しはどうなっているのかということでもあります。

3つ目、社会教育施設整備に係る建設地の考え方とその構想についてでございますが、今後のまちづくりにこのことは大きな影響が出てくるものと思いますので、慎重にご検討いただきたいものと思っております。

次に、旧小島小学校はほぼ空き家となりました。この建物は2棟あるわけですが、1棟はごみ屋敷化をしておると。非常に災害が心配される建物であります。

次に、本年度の除雪について、本町にあっては業者の減少など課題があるものと考えておまして、雪の降る地域にあってはこのことが一番重要な課題であろうというふうに思っておりますので、このことをお聞きしたいと思っております。

次に、大きな3番でございますが、観光歴史館について。

その1、夢館は平成25年11月24日、閉鎖をされたところであります。4年が過ぎた今、何かその動きがあるのでしょうか。

2つ目、夢館と前町長との面談記録等ありましたらお知らせをいただきたい。

4つ目、減反政策についてであります。

減反廃止政策が打ち出されたことによって、来年度から、平成30年度から自由に米の作付ができるということになりますが、心配しているのは、ほとんど復田されるかされないか、まだお聞きをしておりますからわかりませんが、いずれ大きな面積が復田をし、米をつくるということになると、米の過剰というものがまた起きてくるだろう。そんなことが懸念されるわけでございますから、それらの点についてお伺いしたいと思っております。

以上であります。よろしくお願ひします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、千葉勝男議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1番の町長の目指す町政についてのご質問の、三つどもえの選挙で見事当選され3年4カ月を経過した、その総括はのご質問にお答えをいたします。

私が就任させていただいてから、はや3年4カ月になろうとしております。この間、議会の皆様はじめ、町民各位より大変なお力添えとご協力をいただき、町政運営させていただいておりますことに感謝を申し上げたいと思っております。

就任直後の所信表明演述で、協働のまちづくり、町民主役のまちづくりを目指すことを第一に挙げさせていただきました。その実現には、行政サービスを行う職員が信頼され、愛されなければならぬと申し上げました。それに向けて取り組んでまいった次第であります。

1年目の年、そして3年目の本年、地域懇談会を開催いたし、多くの方々のご出席を賜りました。地域課題等に関する提言をいただきました。そのような中の何カ所かにおきまして、役場と町民が近くなったというお話をお聞かせいただきました。大変うれしく思っておりますし、そういった意味では大変手ごたえを感じております。

少子高齢化、人口減少は大きな問題ではあるものの、これに対しては規模の小さい町だからこそできることもあります。小さいということをマイナスに捉えるというのではなく、むしろ小さいからこそ可能なこと、小さいからこそやれること、やるがあります。例えば地域懇談会もそうですし、一堂に会する新年交賀会なども大きなところではできないものでもあります。今後はさらに当町のコンパクトな特質をいかし、町民の顔が見える行政を実現してまいりたいと考えております。その上で、多くの皆様方からのご意見をいただき、道の駅を軸とした産業振興や社会教育施設の建設など、大型事業にも積極的に取り組み、さらに東稲山麓の世界農業遺産登録も推進してまいります。

次に、2番の町政課題についてのご質問であります。

平泉スマートインターチェンジについては、平成33年度の開通を目途に進められていると思いますが、さきの私の質問に対し、事業費を抑えるため関係機関と協議していくとの答弁がありましたが、その後の協議内容はのご質問にお答えをいたします。

事業費抑制のため、東日本高速道路株式会社と協議し、高速道路と町道を交差するボックスカルバートの設置方法を、推進工法から高速道路を切り回す迂回路方式に変更をいたしました。また、迂回路工事等に使用する盛り土材料を、購入土ではなく、遊水地内の残土の提供を受けるよう国土交通省と現在協議中でございます。さらに、埋蔵文化財の発掘について、全面発掘から一部発掘に変更するよう、関係機関と協議中であります。

今後、スマートインターチェンジ本体工事の発注が予定されておりますので、東日本高速道路株式会社と経費削減に向けた協議をさらにしてまいります。

次に、平泉スマートインターチェンジにアクセスする祇園線整備に係る社会資本整備交付金を全額交付となるかのご質問にお答えをいたします。

町道祇園線の整備につきましては、社会資本整備交付金の対象となっており、現在整備を進めております。道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律により、補助率のかさ上げが行われておりますが、この法律が今年度末で期限切れとなることから、平成30年度以降も継続するよう関係機関に要望しているところでございます。

次に、社会教育施設の整備手法については、PFI等の可能性を探るとしているが見通しはと、社会教育施設整備に係る建設地の考え方と構想についてのご質問にあわせてお答えをいたします。

社会教育施設の整備につきましては、現在基本構想、基本計画策定、及び民間活力導入可能性調査を業務委託しているところでありますが、年内中にはPFI等も含めた整備手法について、

また、3月中には建設地の構想も含めた事業計画につきまして、改めて平泉町議会に対しまして説明の場を設けさせていただき、具体の計画をお示ししたいと考えておるところであります。

また、建設候補地につきましては、公民館と図書館を中心部に、体育館は町全体を対象として考えております。いずれにいたしましても、用地確保が前提となりますことから、その可能性についても含め、検討を急いでいるところでもあります。

次に、旧小島小学校はほぼ空き家となった、この建物は2棟あるが、1棟はごみ屋敷化している、防災上危険であるがどう考えるかのご質問にお答えをいたします。

旧小島小学校の建物につきましては、現在2棟ともに平成29年12月31日まで貸し付けを行っている物件であります。この建物は築60年以上経過し、老朽化が著しく、防災上危険な施設と認識をしております。賃貸借期間中につきましては、貸借人に建物を適正に管理するよう指導しているところでもあります。

なお、この建物につきましては、新年度に予算措置をさせていただき、取り壊しを予定しているものでございます。

次に、本年度の除雪について、業者の減少等の課題があるが、その対応策をどうするかのご質問にお答えをいたします。

本年度の除雪につきましては、町内業者が倒産及び廃業により減少したことから、今年度の除雪体制が危惧されておりますが、事前に町内業者との打ち合わせを行い、業者間での除雪ルート見直しなど、新たな除雪体制を構築し、昨年度と同様の体制を整えることができたところがございます。

次に、3番の観光歴史館についてのご質問、夢館は平成25年11月24日閉鎖された、4年が過ぎたが何か動きがあるかと、夢館と前町長との面談記録等ありますかのご質問にあわせてお答えをいたします。

奥州藤原歴史館夢館は、平成4年の開業以来、藤原文化をわかりやすく伝える歴史人形館として、また食事の提供や土産品の販売施設として、多くの観光客をお迎えいただきました。議員ご承知のとおり、平成25年11月に閉館されましたが、その後においても、夢館を運営されていた会社から、2カ月に一度は施設を訪れ、施設の維持や植木の手入れなどを行っていただいております。また、突発的な近隣住民からの要望や台風などの災害等の対応にも丁寧に対応をいただいております。

この施設の今後の方向性については、現在夢館を管理している会社から、施設を売却したい旨の意向は伺っているところですが、現在のところ、それ以上の情報はない状況です。

なお、ご質問の夢館と前町長の面談記録については、確認できませんでした。

次に、4番の減反政策についてのご質問の、減反廃止政策が打ち出されたことにより、自由に稲作へと復田することが可能となりますが、その面積の目安をお知らせくださいのご質問にお答えをいたします。

米の生産調整、いわゆる減反政策は、議員ご承知のとおり、過剰生産で米の価格が下落するのを防ぐのを目的に、1971年に本格的に始まったわけですが、平成30年度からは国による主

食用米の生産数量目標の配分は行われなことが決定しております。

なお、平成30年度から、県では独自に生産目標を示す予定であり、今後の動向を注視しているところでもあります。

さて、当町における平成29年度の水田面積は約1,109ヘクタールとなっており、このうち主食用米が約685ヘクタール、残りが備蓄・加工用米、飼料用米、ホールクroppサイレージ用稲、飼料作物、野菜、果樹等となっております。

稲作への復田可能面積についてですが、備蓄・加工用米や飼料用米などの転作の米に係る面積が99ヘクタール、調整水田などの一時的に休耕していた分の面積が約112ヘクタール、最大合計で211ヘクタールと見込まれます。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

ありがとうございました。

いずれ町長の総括の部分からお聞きをしますが、町長にはこれまでの総括についてご答弁をいただきました。その中で、人口問題についてのお考えをいただいたところではありますが、答弁にあっては、人口減少は大きな問題ではあるものの、小さいからこそやれる部分があるのだというようにご答弁をいただいております。また、新年交賀会など一堂に会して催しができるとい、小さくてもマイナスではないのだというようにご答弁をいただきました。

しかし、考え方としてはですね、それもさることながら、どんどんこのまま人口が減るとい話になると、町がなくなるということにつながります。

私は今申し上げたように、減ってそのまま構わないでいくという手はないだろうと。皆どこでも取り組んでいますが、町長だってその考えはあるとは思いますが、いずれにしてもこれをどう止めていくのかというのが、1つの、平泉町に限らずどこでもだと思いますが、大きな課題としてどこの自治体でも取り上げております。

これをどう止めるかということは、地方創生というものがあつたわけですが、この地方創生事業というのは、国内のどの自治体も人口減少に歯止めをかけようとするための地方創生、言ってみればそれは、各自治体が何かいいアイデアを持ってこの事業に取り組むのだと、そういう姿勢が示されたのが地方創生事業なのですよ。

町長の考え方はこのままでいいのだというように考えかもしれませんが、それでないかもしれませんが、いずれ平泉町を今後維持していくには、人口減少だったり、あるいはそれに伴って企業の誘致だったり、そういうものを優先的にやっていかないと、この町は廃れてしまうと。観光客が何ぼ来ても、それは町民にはなりません。そういう考えが私の考えですが、町長は今の考え方でいいと思っておりますか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

私の答弁がそういった意味では誤解を招いたということになれば、大変答弁のあり方がまずかったなというふうに思います。

ただ私は、小さいからこれでいいのだということではなく、さまざまな、今までも施策を展開させていただきました。議会の皆さんにも、そして丁寧にご説明を申し上げながら、そしてお力添えをいただいていたところでもあります。

そして、ここで大きな数字をお話ししたのは、やはり前段の議員の質問にも、前段というのは前の方の議員の質問にもありましたが、やはり町民一人一人が自分たちのまちをやっぱり自分たちでみんなこよなく愛しているわけですから、ここに住み慣れた土地で、そしてやっぱり豊かに、それは豊かというのは経済的にもですが、心も豊かに暮らせる、そういう部分をみんなで共有していかななくてはならないというふうに思っております。そのためには、行政だけが旗振るのではなく、それに町民が総参加していただきながら、自分たちのまちはみずからつくっていく。さらに、以前のふるさと創生もありました。地方創生の前ですね。ふるさと創生の時代も、みずからの責任でみずからの地域をつくっていくのだという、そういう時代がありましたが、まさにそのとおりだというふうに思っております。

ここにいる全て書き上げれば、ここで答弁すればよかったのかもしれませんが、その基礎となる、そういった住民が一つ一つ、それも住民のみならず、町の職員も、そして一体となって進めていかななくてはならない。その中で懇談会等々、21行政区、させていただきまされたけれども、これもやはりコンパクトな町であるからこそ、こうして21行政区、21日間、そしていろんな協議会の意見を聞くのも大事ですけれども、住民お一人お一人のやっぱり意見も聞く。そして、「俺はそういった委員とか何とかに指名されないけれども、実際こういうとこさ来てこうしてしゃべれる、そういう機会があるということは物凄くいい」というようなことも、お話受けました。そのいろんな施策を展開する中で、今後大型事業もたくさんあります。そして大型事業のみならず、地域福祉、そして教育の問題、子育ての問題、さまざまな角度からあります。そして若い人たちが働ける、また若い人だけではありませんけれども、企業誘致についても、この後の質問にも出てきますけれども、鋭意努力させていただいております。

しかし交流人口を増やす、そして200万の観光客を維持するということは、この町に多くの方々、多くのいろんな情報がここに寄せられてくるわけですから、そのものは核として、やっぱり維持を今後も図っていかなくてはならないというふうに思っております。そういった中には、まさに協働のまちづくり、そしてさらにはですね、住民自治がさらに息づいていく、そういうまちをつくるのが基本として必要だということを、今回答弁させていただいたことであります。

また、地方創生についてお話しいただきましたから、今回、今までも地方創生については、町としてもいろんな施策を国にお話しした経過があります。

しかし、当時の地方創生大臣である石破大臣が一関にいらしたときに、市長と私と5分ずつ時間をいただいております。その際にも、大臣にお話しいたしました。それは、当然町の要望書は渡しましたが、その説明は東京に行ってからゆっくり熟読してほ

しいと。私は本日大臣にお会いしたからお話ししますが、先ほど大臣が皆さんの前で講演された中に、やっぱり一関は一関、平泉は平泉の地方創生があるはず、まさに今回の地方創生は、地方から国を変えるという原点なのだ、それをぜひやってほしいと、それが地方創生の大きなメインの課題なのだと、テーマなのだとということをおっしゃいました。私は先ほどの大臣の講演は、まさにそのとおりだと思う。しかし、現状は果たしてそうになっていますか。それはなっていない。それは、平泉ではこれをやりたいということと言っても、それはだめだとか、それは適さないとか、頭から官僚の感覚で、それを事業を推進できなかつたりすることがまさに多い。まさに、それを言うのであれば、以前のふるさと創生のほうが、自治体が自由に使えた金であります。竹下登の。まさにふるさと創生のほうがよかった。今の地方創生はまさに地方からよくすると言いながら、実際はそうになってない。大臣の言っていることと、そして官僚の言っていることは全くかい離していると、ぜひそれを変えてこそ本当の地方創生だと思う。その話をさせていただきました。

後日、内閣府から平泉町に連絡をいただきましたけれども、まさに今回の地方創生はですね、私たち一丸となっているんな要望もし、事業も組み立て、そしてそれも認可を受けました。しかし、それも5年やると言いながら、たった1年で切られたのもあります。その後は自分たちの自前の、やめるわけにいきませんから、町財政を刻んで出して、腹を割って出して、そしてやらせていただいた事業が結構、中にはあります。

そういった意味では、いかに平泉として、そして持続可能な地域をつくるか、今、鋭意努力して取り組んでいるところであります。そういった意味では、どうぞ今後とも一生懸命、前向きにやってまいりますので、なお一層のお力添えを賜りたいと思います。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

町長にも力説をしていただいて、答弁いただきました。

いずれ、その地方創生にあってはさっぱり役に立たなかったというようなことでございますが、いずれその件については、町長の国との太いパイプをつくる必要があるだろうというように思います。既にそういう考えはあろうと思いますけれども、本町にあっては国とのつながりが少し細かいのではないかというように思っていますから、そこらあたりは、これからの長い青木町政が続くだろうというふうに思いますから、その辺は十分に考慮していただいて、国がだめだという話を私はしないほうがいいと思います。それは、交付税というものが交付されております。大変厳しい時代にあっては、ご案内のとおり、平泉町の交付税は14億円ほどまでに下がりました。今は何だかんだ言いながらも20億近い、特交合わせてですよ、そういうふうに来ていると思います。そんなことがあるものですから、私はここで国が悪いとかいいとか、私は言いたくありませんが、国から流れてきているそういうものがあって初めて地方というものが成り立っているのですよ。そこを間違わないでほしいと私は思いますよ。

私は今回の質問にあっては、この後もございますが、いずれこの部分が一番大事な部分だというふうに捉えて今回質問しました。これからの青木町政の舵取りによって、7,600人の町民をどうするのかということは町長の肩にかかっていますから、十分にそこらあたりを考慮しながら取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、そこらあたりのお考えをお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

大変舌足らずで申し訳ありません、国がだめだと言ったのではなく、そういったことも直接お話をさせていただき、そして後日内閣からも回答があって、そして鋭意進めさせていただいたという、そういう内容であります。地方創生がだめだというのではなく、そういった部分も多々あったので、そういった部分も今後大臣の立場から考慮していただきたいと思いますということのお話でありまして、そこは誤解を招いたことを大変申し訳なく思っております。

なお、太いパイプは常に、私も議会の時代から、生活は、そういう意味では政治に携わってから長いわけでありますから、そのパイプをさらに生かしながら、今後、平泉のまちづくりのためにさらに推進させていただきますので、その覚悟はさらに本日深めたところであります。どうぞ今後ともよろしくお願いいたしたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

町長の内心はよくわかりましたが、いずれ発言にも、やっぱり我々もですけども、この場では特に気をつけて話したほうがいいだろうというように思いますから、今後ともよろしくお気をつけいただきたいと思います。

人口の減少ということにあっては、やっぱり先ほども申し上げておりますように、企業誘致だったりさまざまなものが需要であります。前質問者にもあったように、企業誘致の関係についてひとつお聞かせをいただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

先ほどもお答えしたところではございましたが、今現在、高田前工業団地に興味を示しております企業様がいらっしゃいます。これにつきまして、非常に今現在は微妙なところでございまして、深く申し上げることはなかなかできませんけれども、町といたしましては、今現在の高田前工業団地をまず埋めること、そこに誘致することを第一にと考えております。ここを誘致してから、次のステップに進んでまいりたいと思っております。

ぜひとも実現できて、皆様にいい報告ができるような形でやってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれこの部分が非常に大切な部分でありますし、最近全然動きがないということで心配しておりました。ひとつ諦めずに今後とも対応していただきたいと思います。

次に、スマートインターに関してでございますけれども、以前に事業費抑制にあつてどうするのだという話がしたことがございました。これについては、ボックスカルバートの関係で、推進工法から高速道路を切り回す迂回路方式に変更したというお答えでございました。この工事の内容というか、中身というか、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

今、祇園線のボックスにつきましては、現在歩道がないわけでございます、スマートインターチェンジの設置に合わせて、歩道付きの道路に規格改良しようという計画がございます。

当初はその歩道部分につきましては、今の高速道路を走らせながら推進工法によってボックスを抜くという計画でございましたが、その後、設計の見直しを行いまして、高速道路を迂回させて、今の高速道路、ボックス上部をオープンカットの工法で新たなボックスを設置する。その工法を採用することによりまして、かなりの工事費が低減できるということになりましたので、その工法で施工するということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

それはそれとして、今お話があつたように、今現在歩道がないということで、歩道の設置等々あるわけでございますが、いずれ用地の問題、あるいは用地買入れする土地の代金等々も出てくるわけでございますが、それらがこの事業費の平泉町の負担分が3億5,000万ほどだったかなと思っておりますが、その3億5,000万について、いずれ土地代等々が含まれての見積もりだったのかどうかということです。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

事業費につきましては、用地代込みの事業費でございます。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

その土地の単価はいくらですか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

基準単価といたしまして、平米4,000円ということで、あとは地形、場所その他によって変動はありますが、基準単価は平米4,000円ということで不動産鑑定をしていただいたということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

それから、この祇園線を4号線にどのように結びつけるのやということが懸念をされておりますが、どういうルートで取り付けされるのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

祇園線、インターおりの車両につきましては、祇園線を通して旧国道、県道の三日町瀬原線を通してバイパスに抜けると、そういうルートになろうかというふうに思っております。

それで、現在高速道路を利用する車両につきましては、1日当たり1,100台という交通量を想定してございます。それで、またスマートインター周辺の開発計画もございまして、それによりましては交通量も変わってくるだろうというふうに想定してございます。それで、その想定する交通量で祇園線と三日町瀬原線と交差点、計画を来年度において交差点設計をやりたいという考えでおります。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

かなり、旧4号線に取りつけるという話になれば、信号機もあそこにはないし、それから、何回も何回もカーブしなければ4号線につなげないという話になりますが、いろんな考え方の人があって、実はいすゞのトラック屋さんの後ろに道路がありますが、あの交差点を突っ切って今の4号線に行く方法はどうだろうという考え方もあるわけですよ。それは今のセブンイレブンのすぐ前に信号機があったり交差点がありますが、あれをいすゞの後ろ側の道路行ったところに移動すると。そして、今の道路は前沢の町の入り口のように、信号機がなくて真っすぐに平泉町のまちに抜ける方法がどうだろうというように考える人もあるわけですよ。そこらの検討したことがありますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

交差点の形状変更に係る、今お話しされたルートの検討につきましてはこれからでございます。

道路管理者との協議もありますし、公安委員会との協議もございまして、交差点につきましては、交差点間隔というのがございまして、ある程度距離を離さなければ新設の交差点は認められない

という状況もございます。それらも含めまして、今度交差点計画をするときに、それらの検討もあわせて行っていきたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

ぜひそのように進めていただきたいと思いますし、不可能だという話、もしかしたら出るかもしれない。これは不可能を可能にするということもありますから、そこらあたりは政治力だったりさまざまな形で可能にするように、ひとつお願いしておきたい、このように思います。

次に、社会教育施設関係でございますけれども、PFI関係にあっては先ほどのご答弁でよろしいかと思います。実はその中にあって、社会教育施設の土地、設置をする土地の問題にあっては、公民館とそれから図書館は一緒の場所のほうがいいよというお答えをいただきました。これは全く私も同感であります。

このことは言うまでもなく、しからばどこを目当てにその土地の設定をするかという部分になるかと思いますが、いずれにせよ、私の単独の考えでございますけれども、旧4号線のすぐ西側、個人の土地であったり、あるいは協同組合の関係も出てくるわけでございますが、そこらあたりが、私の眼からすれば一番適当な場所ではないのかなというように思われますが、その部分のお考えはいかがでしょうか。はっきりここだとは言いませんが。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

公民館、図書館につきましては、町の中心部に設けたいと考えております。町といたしましても、何カ所かの候補地は絞ってございます。それで、できれば役場のそばがいいなというふうに考えておるといのが、千葉勝男議員とも同じかというふうには思っております。

ただ、相手もある話ですので、ここは非常に慎重に運びたいなと思っておりますので、その辺につきましても、そう遠くないうちに皆様のところにご報告できるような形にしていきたいと思います。非常に議員がおっしゃる土地に関しましては魅力的だと、役場としても考えているところでございます。この辺でお許しいただければというふうに思うところです。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

たぶんそう出てくるだろうなという思いから、場所はどこだとは言いません、私も。それは考え方とすれば、当局と私の考えは、もしそうあればですよ、そうあれば全くそれこそ手を挙げて賛成をしたいというふうに思っておりますから、その部分にあってはぜひそのとおりにいきますようにご期待をしたいというふうに思います。

次に、小島小学校の関係でございますが、つい最近まで小沼ドレスさん、それから一関スクリーン印刷でしたか、が入ってございましたが、小沼ドレスさんにあっては既に引き上げております。

空き家になりました。スクリーン印刷にあっては、今も入っているのかな。どうなのだからちょっとわかりませんが、その辺把握していますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

スクリーン印刷につきましては、いずれ年内の退去ということでお願いをしております、まだ若干大型の機械が、設備がございますので、それ等の搬出は済んでいないところでございますけれども、いずれ年内には、大方の今やっている仕事については全てまず移行していただいて、若干設備機械が残るというようなことで、それについては今後早目の移動をということでお願いして、少なくとも年度中には全部撤去していただくという方向で、進めさせていただきたいという方向で、今進めているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

そういうことで解体をするということで、あの地域の皆さんも非常に安堵しているのかなというように思います。ですが、解体をするまでの期間、防災等にはこれからも注視をしていただきたいものというように思います。あそこに屯所はありますが、屯所は留守番役には立たないものですから、非常に心配されております。よろしくどうぞお願いをしたいと思います。

それから、除雪対応にあっては、先ほど答弁されましたので、今年度あるいは来年度に向かって体制を整えていただいて、住民の生活に支障が出ないようにお願いをしたいということであります。

それから、次の夢館の関係についてご答弁がありました。まことに丁寧に対応しているものだなというように思いました。

これは撤退をされたというそのものは、今申し上げても仕方ないわけですが、経営の問題だけではなくて、観光協会にも入会できなかった等々いろいろあるのですよ。来る前から反対があったものですから。しかしながらですよ、いまだにたぶん、何百万という税金が支払われておりますね、税務課長。夢館からの税金です。

議長（佐藤孝悟君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

夢館からの税金につきましては、固定資産税の分がありまして、その分につきましては納付がなされております。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

たぶんここでは聞いてもお答えされないとしますので聞きませんが、何百万も来ているわけ

ですよ。それに対して、税金払ってもらっているからいいのだということではなくて、何らかやっぱり町長にあってはですよ、会社に、事あるごとには言いませんが、何かの機会に、どうなってんだべなというような思いがあって、立ち寄ったりしたことはありますか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

昨年の3月議会だったと思いますが、高橋幸喜議員からのご質問がありました。いずれ夢館さんとも今後接触して、今後のこともいろいろ検討いただきたいというようなお話をいただいておりました。私自身もぜひそうさせていただきたいということで、その後何度かお会いしております。そして、状況等もお聞かせいただきましたし、また、あそこの部分、今後どうしたいかということもやりながら、2、3ですね、他の方にはご紹介もさせていただいたという経過はあります。ただ、その後、その方とは何度かお会いしているような経過はお聞きしましたが、私が仲介をしているとかそういったことではございませんので、具体的に述べられる材料はありませんけれども、ただ、今議員がおっしゃったように、固定資産が入っているからいいのだということではなく、むしろ今建物、そうして管理していただいているわけですから、ならばそれを譲り受けてやっていただける方がないかなということ、長い間、会社もそうして経費をかけて今管理してきている状況でありますので、その部分についても私どもとしても鋭意努力してまいりたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

このまま引き続き千葉勝男議員の持ち時間まで終わらせたいと思いますので、よろしくご了承いただきたいと、そのように思います。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

それでは、12時が回りましたけれども、議長のお計らいで時間いっぱい使っていいというお許しが出ました。

次に、来年度の減反問題についてお伺いをしたいと思います。

先ほども申し述べられておりますが、いずれ本町の調整水田等々含めて、休耕も含めてですが、最大で211ヘクタールが例えば復田されればされるということですね。県でもその取り組みはするということのようなご答弁がありました。本町にあってはですよ、水田の水稲作付調書でしたか、水稲生産実施計画書が農林振興課のほうでも取りまとめておりますが、その結果の今のお話だと思います。

このことはですよ、このまま米を作付をしたという話になると、非常に米がだぶついたり、あるいは価格が低迷をするという話になるわけですよ。そこで私がお聞きしたいのは、この平泉の町として、農協等の合意のもとに、強制力はないということですが、ある程度の、今までどおりではなくても結構ですが、いずれそういう目的を持って、農家のほうにある程度のやっぱり減反はさせるべきではないかなというように思っておりますが、そこらあたりの考えはどうで

しょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

議員おっしゃるとおり、減反政策が廃止になることによって、自由にできるということになります。やはり米の過剰生産による価格の低下とか、そういったものが懸念されるわけでありまして、ちょうど11月の末に国のほうから方針は出されておりました、これを受けて来週、県のほうの再生協議会のほうで会議が開かれて、県としての目安が示されることとなります。その後、一関地方の再生協議会のほうに、目安という形になって、強制力はありませんけれども、そうした過剰になることを適正な価格で推移するように、そういった動きになると思いますので、農家の方々には目安が示されることとなります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれ今話があったように、それらあたりについても検討していただきたいものというように思います。

さて、長々ご質問いたしました、本町においては大きな課題が山積をしているということはご案内のとおりであります、いずれ来年の8月、任期満了となります町長の部分でございますが、この難局を乗り越えなければならないという責務があると思います。そして、百年の大計を決する今、青木町長には長年の政界の経験と卓越した識見を持ってですよ、リーダーシップを引き続き発揮していただきたい。それには、来年の8月に向けて取り組む決意をお聞かせいただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいまおっしゃるとおり、大変町政課題は喫緊の、これとこれが喫緊の課題だということではなく、むしろ今までにないくらい、ある意味では、行政にも私、議会当時からですね、ここでこうしていろいろと活動させていただきました。そういった意味では、喫緊の課題がまさに山積している状況であります。

今1期目4年間、あと9カ月ほどありますけれども、その目標に向かって残りの任期を精いっぱい全うさせていただきたいというふうに思いますので、今後ともなお一層のお力添えを賜りたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

私はね、今お聞きしたのは、引き続きこの次もやるんだぞという、その決意をお聞きしたかったのですよ。いかがでしょう。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

当然その意欲は持ってはおりますけれども、まずはですね、今、目先のことも含めながら、今鋭意取り組んでいるものを誠心誠意取り組ませていただくということになります。しかるべき時期には、正式な形で出処進退については明らかにしてまいりたいと思います。そのときにはまた新たな決意で臨みたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

ありがとうございました。以上で私の質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで千葉勝男議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時10分

議長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

先ほどの千葉勝男議員の質問に対し、町長及び建設水道課長から答弁の訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

青木町長。

町長（青木幸保君）

先ほど一般質問の質問の中で、千葉勝男議員からの質問の答弁の中で、私が出処進退と申し上げましたが、大変不適切な発言だったというふうに思っておりますので、訂正をさせていただきたいと思います。出馬表明につきましては、山積している課題の行方を定めながら、時期を捉えて正式に表明させていただきますに改めさせていただきます。大変申し訳ありませんでした。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

先ほど千葉勝男議員の質問の中で、用地買収単価につきまして、平米4,000円というお話をしましたが、平米4,600円でございますので、お詫びして訂正申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

それでは、一般質問に移りたいと思います。

通告 8 番、寺崎敏子議員、登壇、質問願います。

11 番、寺崎敏子議員。

1 1 番（寺崎敏子君）

通告 8 番、寺崎敏子でございます。さきに通告しておりました 2 点について、町長にお伺いいたします。

まず 1 点目でございます。成人保健事業の推進でございます。

当町の保健事業実施については、栄養面、運動、予防、検診のあらゆる視点から町民の健康計画をもとに推進されていることは承知しております。また、職員の方々も一丸となって町民の健康を守るためにご努力していることも承知しているところでございます。しかしながら、生活が多様化しており、若者の健康意識の希薄化や、高齢化が進む中、検診の申し込み方法や検診料の軽減策の見直しを考え、受診率を上げる方策について 4 点お伺いしたいと思います。

まず 1 番目、がん検診の受診率が低い、今後どう対策を講じられるか。

2 点目、婦人検診料の負担軽減策の考えはないか。

3 点目、前立腺がん検診の推進の考えは。

4 番、ヤング検診の 25 歳と 33 歳の節目検診の特典策はどうでしょうか。

大きい 2 番目でございます。幼保一体化についてであります。

少子化に伴い、本町ではしばらく前ですね、ちょっと年数があれですが、本町では幼保一体化について、県内でもいち早く園舎を建設するとともに、計画的な取り組みを行うことができてきました。しかしながら、制度上の問題が大きく、現場は困難な状態であったようにも思います。その経過も承知しているところでございます。

本来の一体化についての制度上の解決策が見い出せない中、国からの新制度で検討すべき認定こども園の検討の考えも含め、現状について町長に 3 点お伺いしたいと思います。

1 点目、未満児の保育室の環境に問題はないのか。

2 点目、現状の幼保一体化の課題とその解決策は。

3 点目、認定こども園の実施の考え方は。

という以上でございます。明快な答弁をよろしくお願いたします。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、寺崎敏子議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1 番の成人保健事業の推進についてのご質問、がん検診の受診率が低い、今後どう対策を講じられるのかのご質問にお答えをいたします。

がん検診につきましては、健康増進法に基づき、早期発見、早期治療を行うことにより、がんの重症化や死亡者数を減らすことを目的に実施しております。

受診率につきましては、近隣の状況を見ますと、率は低いものの、ほとんどの検診で岩手県平

均を上回っております。平成27年度には申込書やリーフレットなどの見直しを行ったり、休日の検診実施や追加検診の実施、一部のがん検診では節目対象者にクーポン券を交付し、受診を促しているところでもあります。平成28年度には全体的に受診率が上がっており、今後ともがん検診を受けやすい体制づくり、未受診者対策を講じながら受診率向上に努めてまいります。

婦人検診料の負担軽減策の考えはのご質問にお答えをいたします。

女性に関する検診については、2年1回の受診間隔で実施しております。現在、検診受診者から個人負担金は、検診料の約3割を目安に個人負担金を設定しておりますが、50歳節目の方や初めての検診対象者となる方には無料クーポンを配付するなど、負担軽減を行っており、今後もこの事業を継続していきたいと考えております。

前立腺がん検診の推進の考えはのご質問にお答えをいたします。

前立腺がん検診につきましては、加齢とともに増加することから、50歳以上の男性を対象に実施しており、特定健診、肺がん検診等、他検診と同時に実施することで受診率も増加傾向にあります。今後も50歳節目の方の個人負担金を無料にするなど、検診の必要性を普及啓発し、受診推奨を行うなど、受けやすい体制を継続して実施し、男性特有の疾病の早期発見、早期治療に努めてまいります。

次に、ヤング検診の25歳と33歳の節目検診の特典策はのご質問にお答えをいたします。

ヤング基本検診につきましては、職場などで検診を受ける機会のない18歳から39歳までの方を対象に、自分の健康状態を正しく理解し生活習慣病予防に役立てていただくために実施しております。25歳や33歳の方は就労している方も多く、職場で検診を受けている状況もあり、節目の特典策については考えておりませんが、尿中の塩分量を測定するなど新たな取り組みも行っており、生活習慣病のリスクや検診のメリットなどをわかりやすく解説したチラシを新たに配布するなど、若い世代の検診受診の働きかけを行ってまいります。

次に、2番の幼保一体化についてのご質問の、未満児、ゼロから2歳の保育室の環境に問題はないかのご質問にお答えをいたします。

ゼロ歳から2歳児の未満児については、保育需要が高く、待機児童の発生を極力なくし、保護者の希望に沿った対応をしていますが、反面、保育室が窮屈になってしまっています。

保育所では、子どもの安全を第一に日々保育を行っており、今後とも保護者の安心に応えられる施設づくりに努めていきたいと考えています。

次に、現状の幼保一体化の課題とその解決策はのご質問にお答えをいたします。

平泉保育所、幼稚園における一体化の取り組みについては、これまで運動会などの主な行事やカリキュラム、PTA組織などを一緒に運営し、実践と協議を通じて現在に至っています。ここに至るまでには、現場の戸惑いや模索があったわけですが、実践を積み重ねながら現在の形を形づくったところでもあります。

幼保一体化の課題については、混合保育は行っていないわけですが、仮に3歳から5歳児を混合保育にした場合、昼食後に帰る児童と午睡の児童に分かれることとなり、その対応をどのようにするかがあります。これは認定こども園においても同様で、他の例を見ると、一時預かりを利

用するようになり、帰る児童はあまり多くはないようです。

次に、認定こども園の実施の考え方はのご質問にお答えをいたします。

認定こども園に移行するためには、都道府県が条例で定めている基準を満たし、認可を受ける必要があり、幼保連携型認定こども園の場合、職員配置や面積基準等において幼稚園、保育所のそれぞれの高い水準を引き継いだ基準となっています。また、近隣の公立の認定こども園の状況を見ると、他の公立の幼稚園、保育所と同様に、施設型給付費はなく、公費で運営されています。

認定こども園については、過日関係部署が集まって、県の具体的な認可基準や県内の状況等について情報共有する機会を設けました。この中で、平泉保育所、幼稚園の場合、設備基準はほぼ満たしており、また運営についても既に一体的運営を行っていますが、3歳から5歳児を混合保育にした場合、現状の児童数で見ると明確なメリットがないこと、公立なので運営は施設型給付費ではなく、これまでどおり公費であること、また、一番の課題である保育需要の高いゼロ歳から2歳児の未満児の受け入れについては、認定こども園で解決できるものではないことなどがありました。

これらのことから、認定こども園については今後とも研究課題とし、現時点では現行の運営を続けることと考えております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

ご答弁、簡潔にいただきました。それでは、順に従って再質問をさせていただきたいと思いません。

成人保健事業の推進についてというものは、先ほども職員が一体となって進めていることは承知の上で、たぶん町民もそういうのに応えているのだと思いますが、なかなか実際に見ると、50%いくというのは難しいものかどうかわかりませんが、高くいっても32あたりのパーセンテージ、率になっておるので、尋ねてみたところですが、岩手県平均を上回っておるので、安心してはいるわけではないでしょうけれども、岩手県の平均値が低いのではないかというふうにも思いますが、その辺、所長、他の平均値等などはご存じであればお答えいただきたいのですが。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

他の県の状況につきましては、平成25年のデータがありますがけれども、例えば胃がんについては47都道府県のうちで13番目とか、肺がんは6番目、大腸がんも6番目、子宮頸がんは19番目、乳がんは14番目と、岩手は全国的に比べればそんなに低い状況ではない、やはり都会のほうでなかなか受診率が伸びていないという状況に比べれば、まず伸びている状況にあるということになると思います。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それにしてもやっぱり、私は低いというふうに捉えているのですが、所長はその辺は低いと思っておりますか。それとか、これはもっと高く設定値を考えているという、その設定値のようなものを考えているかどうかお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

いずれ県にいたしましても50%というのを目指していますので、私たちもやはり50%、2人に1人は必ず受けるような形で、健康になっていくような形でいければなということで、先ほど町長の答弁にもありましたが、申込書の見直しとかリーフレットとか、それから、休日もやっていますし、そういうものをやりながら、少しずつ改善してはいきたいと思っています。ただ、やはりまだ改善策はあると思いますので、今後そこら辺の、具体的にどうしたらいいかも、今も予算編成に向けて中で検討しておりますので、そこら辺の対応をまた煮詰めていきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

本当にもっともっと健康意識に、自分の健康は自分で守るという、私も大きい声では言えない部分もありますが、これも含めて、町内には病院、医療機関が少ないですので、そういう検診、それから予防の啓発とかというのをやっぱり一生懸命やっていただいて、そして病気にならないような予防策というものを含めていただければいいなど。

それから、クーポン券をだいぶ交付して軽減策にかえているようなのですが、そのクーポン券の利用率はどのようになっていますでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

クーポン券といいますか、一つ大きな節目として50歳の節目無料というのを、ほとんどのがん検診で無料をやっていますが、それについては、ほとんどの検診で利用率が50%以上いっているというのがありますし、あと大腸がんにつきましては32.6%、大腸がんについては40歳から60歳まで5歳刻みで、特に大腸がんは近年食生活が豊かになったということもあって、増えていますので、そこは国も町も重点的に力を入れて、ここは5歳刻みで出しておりますが、これの利用率は32.6%で、特に低いのは若い世代というか、40なったあたりは若干低い状況はあります。

それから、乳がんにつきましては、ことは40だけなのですけれども、おとしはこれも40から60まで5歳刻みで出しておりますが、37%の利用率で、やはり40歳の方は若いほうの方は低いと、27.5%という状況があります。

それから、子宮頸がんにつきましては、20歳からおととしは5歳刻みで40歳まで出していました。33.7%の利用率で、ただ、やはりこれも20歳の若い世代は12.5%ということで、やはりなかなかそれなりに元気なうちは、そういう健康を気にすることが少ないのかなという結果が出ております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

婦人検診の場合なのですが、病院に行って、今病院も婦人科がなくなってきている傾向があるのですが、働いている人は一関、奥州とか、そういう地元の自分の勤めているところの近くの病院に行って検診するというようなお考え、施策の中には考えていないかどうかお尋ねします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

基本的には委託契約をした病院となりますけれども、かかりつけ医がそちらにあるとなれば、受診できるような対応はしております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

してあるのですか。今、しておりますとお話しされたような気がしまして。してあるのであればいくつかの医院なのか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

すみません、後で確認してお答えいたします。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

そういうことで、がん検診もいろいろと受けてもらえるような工夫もされているということも、先ほど来から何とも承知の上ですが、がん検診を受けやすい体制づくりということで、今病院委託はないのかというふうな話をしたのですが、それから、未受診者の対策を講じながら受診率の増加に努めたいと、今ご答弁、町長からいただきましたけれども、そのしない人の対策、具体的なことは、もう少し詳しくお話ししていただければと思いますが。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

具体的には、先ほど来申した、申込書とか、あとそれからチラシとかの改正もありましたし、

そしてあと、今もまだ申込書につきましてはわかりにくい点があるということで、また来年度については変えようと考えております。

それから、若い人の受診率が先ほど来低いということがありましたので、例えば育児をする女性の方が保健センターにも健診なんかで来ますので、そういうときには検診の、がんのリスクとか、そういうものを書いたのをつくって配りながら受診に向けて対応したいと考えておりますし、高齢者の方についてもいろんな別の集まり等ありますので、そういうものを活用してがんのリスクについて普及啓発していきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

そうですね、申し込みの簡素化をやっぱりやっていったほうがいいのではないかなということで、先日来、青森県でやっぱり検診の受診率が低いということで、申し込みを簡素化していると、はがきのようなのにして、そしてこう開いてというような感じもあったり、それから、視察に行つて、実は先月に長野県に行ったときに、これは参考にならないかなと思いますが、検診を全部無料にしたと。びっくりしました。でも私は無料は賛成しないのですけれども。その結果どうでした、受診率上がったのですかと聞いたら、いや、そのときはちょっと上がりましたが、あと無料が当たり前になりましたと。またもとに戻っていますというふうなお答えが出てきていますし、やっぱりこの辺のところは、今生活が多様化していますので、予防とか検診とかというのが本当に自分でも情報とれるような社会になってきていますので、それは自分にとって都合いい情報しか入っていませんので、やっぱりきちっとした町の健康づくりの正しい情報を提供していただきたいなというふうなので、その辺のところも今、所長が見直しをかけてみたいと思うと、その申し込みの簡素化をもう少しということなので、できれば多くの市町村で成功率のあるところをもって、もっともっとひとり暮らしの高齢者とか、それからちょっと精神的に病んでいる方などは、なかなかこういう申し込みするときに理解しにくいということも聞こえておりますので、その辺も含めて十分に簡素化して、受診率を上げてほしいなというふうに思います。

では、女性の検診の負担軽減についてでございますが、これは2年に1回というのは国の施策なのですか。ちょっとそこをお尋ねします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

ご指摘のとおり、国の施策になっております。ただ、毎年受けてはだめということではありません。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

国の指導があつてそのようになっているのだと思いますが、若い人はがんも早く進む人は進み

ますので、そういう意味では、2年に1回だからということよりも、毎年受けることを進めると
いうほうの推進の方法もあるのではないかと思います、所長どう思いますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

がんを見つける確率として、あまり毎年受けてもそんなに効果はないというか、そういう国の
お話もあるようなのです。もちろん受けるなどということではなくて、がんの早期発見に向けてP
Rをするのですが、目安としては2年に1回ということでの対応を、今後もしていきたいと考
えております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

では、次の前立腺がん検診の推進についてというところに移っていききたいと思います。

婦人の検診は比較的検診のことを啓発していることで、みんなで話し合うのですが、男性の前
立腺がんの検診については、なかなか聞こえにくいところがあります。ところが、これがなかな
か男性にとっても、口に出すことがちょっとはばまれるような検診なので受けにくくなっている
のでないかなということでありまして、この辺の推進のあり方は、今ご答弁されましたけれども、
これもやっぱり低いのです。

もう少し検査の仕方が簡単であると、血液検査でわかる、問診票のようなので簡単に検査の結
果が出ますよというような推進とか、情報提供という、これ結構軽く見ているといろいろと問題
も出てきますし、まず、いきなりがんになるはずがないのです。それで、前立腺の肥大から始
まって行ってがんに移行するということなので、その辺のところはやっぱり、女性は乳がん、
頸がんということで随分、割と声を聞くのですが、男性の前立腺がんのところはなかなか、
お仕事もあつたりして検診の場がないのでないかなということなのですが、その辺のところは
どのように捉えておるかお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

前立腺がんにつきましては、男性の高齢になればなるほどかかる率が高いと言われていまして、
幸いですね、ここ2、3年は町内ではなった方はおりませんけれども、いずれ危険性はあるとい
うことで、その危険性というリスクについてですね、検診申し込み時、それからあと高齢とい
うことで、それなりの年齢の方を対象にした保健センターでの集まりもありますので、そうい
うものでそのリスクについて、チラシなどをつくってPRしていきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それでは、実は過日新聞で、行革推進協議会で第4次行政改革プランの事務事業評価のところ
で、やっぱり人間ドックの受診料の負担額の、近隣とちょっと差があって、平泉町は高いと。そ
れで、その辺のところを軽減できないのかというのが、提言されたようですが、その辺の対応は
どのようにお考えでございますか。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

これにつきましては、保健センターとしても大きな問題と考えており、事務事業評価に上げて
検討していただいたところです。若干ですね、来年も人間ドックの費用は高くなると聞いており
ますけれども、それについては事務事業評価では、個人負担は抑えながら町の負担でやっていく
という方向での回答を得ております。

議 長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

1 1 番（寺崎敏子君）

それは来年度にすぐ反映されることですか。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

これから予算要求ですけれども、要求していきたいと考えております。

議 長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

1 1 番（寺崎敏子君）

保健推進員の方々が各行政区におりますね。この推進員の必要、私は必要だと考えております。
当局は、よそでは推進員廃止の方向に動いていますので、その辺は町としてどのようなお考えな
のか、必要性と、あと報告なんか見ると、推進員の知識と研修をさせているというふうな活動記
録にあるのですが、推進員は必要だと私も思いますが、その辺のことで、それから、推進員にど
のような知識内容で研修を行っているかということをお尋ねします。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

保健推進員につきましては、現在66名の方おります。21行政区なので、平均すると3名くらい
はいるということで、きめ細かなですね、通知書の配布とか、いろんなことでの活躍をいただ
いております。先ほどの検診の取りまとめにつきましても、回収率は8割から9割とかなり高い
ものになっていますし、ことし行った高齢者のアンケートにつきましても9割以上の回収率があ
りましたので、やはり直接郵便でやると、都会のほうとかやっているところに聞くと、そんなに
高い数字は出ていないというお話を聞いていますので、これは引き続き推進員さんをお願いして

対応をしていきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

きめ細かなというところにくくられてしまったのですが、きめ細かなことは大体想像つくのですけれども、要は保健推進員の66名にある程度の資金も支払っているかと思えますし、それから、職員のそれこそ土曜日の、土曜日曜の出勤ということで時間外勤務ということにもなるだろうし、そういう申し込みの用紙のこととか、相当の経費を使って町の健康、町民の健康を維持して推進してもらっているということに対してはありがたい話なのですね。だから、それだけの経費をかけている割には、ここは町内のことだけになります、受診率が50%にもならない。せめて40%ぐらいまで上がるぐらいの、よく言われる費用対効果というところに考えますと、まだまだ町民の意識を高めていくこと、それが大事でないかなというふうに思いますが、その費用対効果というところに対してどのようなお考えなのかをお尋ねします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

先ほどの議員の質問で、1つ、どのような研修をやっているかというのがちょっと答え忘れてしまいました。いずれ保健推進員さんにつきましては、2カ月に1回程度の推進員会議を開催しておりまして、そのたびに保健の研修ももちろんですけれども、あと認知症とか、さまざまな研修でいろんな知識を得ていただいて、保健活動、もしくは、かわられても生活に生かせるようなことでの対応をしていただきたいということで、研修を行っていますし、費用対効果につきましては、推進員さんにつきましては年額報酬ということで、そんなに高い金額を払っているものでもないのですけれども、やはりそういう取りまとめから、あと2カ月に1回の推進員会議、それから健康づくりの集いとか、さまざまな形で対応いただいておりますので、費用対効果はあると考えております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

ないとは言わないと思いますけれども、やっぱりもっと効果を上げてほしいということが一番の願いでございます。

それから、ヤング検診の件なのでございますが、やっぱり18歳から39歳まで、この辺のところが一番健康な状態のところでありまして、ここに健康の意識を持っていくようにというのは、確かに自分の家族を見ても、それはすごく感じるころなのですが、今、私ちょっと気になるころは、子ども生まれたら支援あげますよ、第何子からは保育料が無料になりますよ、医療費が無料になりますよというようなことの施策に進めてもらっておりますけれども、それも必要なことかなと思いますが、もっともって原点として、若者に対して、今女性も男性もダイエット志向

でございます。本当に妊娠して出産する体ができているかどうかということで、結構不妊治療をしなければならない若者たちがいるというところでございます。それで、ここら辺のチラシだったり、所長はお母さん方来たときにぜひというところでございますが、この辺のところも、若者に対する、まあそこは自分たちでやるしかないんだなということだったりすると思います。

働いている職場で行っているから、そっちで検診を受けているだろうというようなところも考えられますが、パートだったり派遣だったりという、全くそういう検診も受けないでいるという落とし穴もあると思うのですよね。だから、そういうふうなところも含めて、若い人たちへの健康意識の向上するというのも、一つ後々のところまで響いてくるという、大きい大きい、それこそ人口政策までに考えればなるのでないかなというふうに思うのですが、そのそういう指導というのですか、検診意識を高めるためにどんな方策を考えていただけるかということも、もしありましたらお考えを伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

保健センターでかかわっている事業、1つはそれを活用して、先ほど申しました乳幼児健診とか、そういうので来るお母さん方にはチラシなども配ってPRもしていきたいと考えていますし、あと検診率が低いというのは、一つは職場で受けられている方の把握もちょっとできていない、完全にはできていないというところもありますので、そこはやはり本当に、ヤング検診というのわかりづらいので、恐らくそこでチェックがうまくないところもあると思うので、そこをうまくわかりやすくして、対象になっているかなっていないかを把握して、率は上げるような形を検討していきたいと思いますし、さらに、あと会社で受けていないとすれば、自営業者の方とかですね、そういう方も多くなるのかなと思いますので、例えば商工会とか、そういう方の検診はどうなっているのかとか、そういう部分を確認して、できるだけ検診へ足を向けていただくような対応を検討していきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

ありがとうございます。そういうふうなところで、やっぱり企業とかそういう商店とか、そういうところもぜひ声をおかけいただきたいと思います。

このことについて最後でございます。実は検診の、防災無線で放送してくれる、あすは何時から肺がん検診がありますので、どこどこというふうな防災無線で、ありがたく、忘れていた人も思い出して検診に来るのですが、1点だけ、この検診のだけ、いつもクエッションなのですが、私だけでしょうかね。検診で「カンタンジンの超音波」ってこうくるのですね。だから、肝臓、胆のう、腎臓の超音波ときちとした名称で防災無線をかけてもらえればいいかなと思って。原稿が、こういうのはみんなそういうふう書いてありますので、わかりますけれども、そこにひよっと入ってきた人、「タンカンジン」何のことだと、そこからもうやっぱり健康意識というか、

そういう略さないできちっと放送をしていただければなというふうに思いますが、その辺は大丈夫ですね。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

大変貴重なご意見ありがとうございました。そのように対応したいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それでは、幼保一体化のほうについて移っていきたいと思います。

幼保一体化も、これも長いですね。本当に幼保一体化の課題についてどのような解決策はといっても、なかなか明快な答えがなく、今までと同じような答えしか来ていないということが。どこがどういうふうになっているのかなというふうに思っております。

これも何回も、私ばかりではなくて同僚議員も質問していると思いますが、実はことしからですか、当初一体化と言われたときは何が何だか、どうも職員同士の様子が子ども達に伝わっているようで、子ども達が落ちつかなかったのですが、ことしの運動会やら発表会などを行って見ますと、とても子ども達の安定した発表だったり、先生方のお互いの気配り、目配りの形が非常に見えて、ああ、やっとこの幼保一体化で、職員室に伺っても先生方がなごやかにどうぞと、ここはここでというふうな感じで、落ちついてきたんだなということで、これは現場の先生方が大変努力してきて、やっぱり子ども達のために一生懸命やってきてくださっているということは、非常に感じてうれしく思っているところでございます。

それで、幼保一体化についてをやっぱり研修したり視察したりしてきたのだと思うのですが、その辺の、幼稚園のほうもどんどん人数が減っていますし、幼稚園にお願いしても預かり保育が増えていますので、やっぱりこれは国で言っている認定こども園のほうの実施の考え方がいいのでないかということで、今回質問させていただいたのですが、その中でご答弁が、施設型給付費というふうな給付の名称が出てきていました。この施設型給付費というのは、今までとは違うということですか。今までと同じなのだという事ですね。それはどういう給付型だったのか、お知らせいただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

施設型給付費につきましては、平成27年度、子ども・子育て支援新制度になったときに、それまでのいわゆる措置費負担金から施設型給付費という形で、性格はほとんど中身的には同じです。ただ、そういうふうに施設型給付費という形になったということがございます。中身は、措置負担金を継承するものでしたので、その施設が運営する人件費その他の経費をその中で賄っていくというために受けるものでございます。

それで、私立の施設がそれを受けていくという形になります。これも当時の措置費負担金と同じでございます。それで、公立につきましては、これまでどおり公費で運営していくということです。

それで、施設型給付費につきましては、この場合だと全て公立でございますので、例えば私立保育所に、他の市町村ですね、私立保育所をお願いしたとき、そういうときに、いわゆる委託料みたいな形になるのですが、こちらでお支払いをする。その給付費につきましては、国が定めた額がございます。それは人数、年齢によってさまざまでございます。それらを見ながらお支払いをします。また逆に、こちらが頼まれる、受託する場合ですね、そういった場合はこちらでその分を受けると、これも従来と同じだと、そういったような性格のものでございます。

それで、施設型給付費というふうな名称になったのは、ちょっと法律上のことがございまして、それまでは措置費負担金という形でだったのですが、法律上はいわゆる個人が給付するというふうな、そういう流れなのです、実は。実はそういう流れなのです。だからこういう名称になっているわけです。それを施設がいわゆるかわりに受け取ります、簡単に言えばそういうことなのですね。それで、結局は従来の、それまでの措置費負担金とほぼ同じような性格になっているというふうな形になります。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

そうであれば何も、認定こども園にするためにはかなりハードルが高いと、標準基準がということを知っているようではございますけれども、国で進める認定こども園になかなかできないというのは、一体どこに問題があるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

町長答弁の中でも申し上げましたが、一応今回10月のときに、関係部署が集まりまして、認定こども園について、その基準、それから具体的な手続と申しますか、経営の認可が必要ですので、そういった場合のこととか、あるいは県内の状況についてですね、一応協議するといえますか、情報共有する場を一応、これは初めてだったのですが、そういう場を設けました。

その中で、平泉保育所、幼稚園につきましては、ご案内のとおり、設備基準につきましては、県の、詳しく全部全てを一応羅列は、資料で羅列はしたのですが、大体は高い、幼稚園、保育所の中で高いほうの水準を継承しておりますので、保育所並み、簡単に言えばですね、保育所並みにまくなっていれば問題はないだろうということからすれば、設備基準については、ほぼほぼ問題ないと。人的なことについてもそのとおり問題ないというふうなことで、満たしているのではないかというふうな考え方ですね。

あとそれから、県内の状況についても、公立私立問わず移行してきています。特に多いのはやっぱり私立です。それはなぜかといいますと、施設給付費、これは従来から措置費負担金はあつ

たのですが、施設給付費に変わりましたので、そのときに多少上乘せにはなっているわけですね、お金が。だからそれまで幼稚園だけ、それまで保育所だけというよりは、一緒になったほうが多少メリットがあるというようなことで、私立はやはりそういうところに着目して移行はしてきています。ただ、一部の幼稚園で、一関にもちょっとあるのですが、やはり設立した当時のスタンスというのがあってですね、施設給付費を受けられるからいきますよという単純なところでないようなところもあるようです。私立はそういう状況です。

それで、公立もございます。隣の一関の例をちょっと教えてもらったのですが、やはり認定こども園に移行しています。ここの経緯につきましてちょっと詳しく聞いたところ、合併いたしましたして、それまで小さな保育所が何カ所かあった。そこは当然今の状況ですので、少子化になって少なくなってきた。施設も古くなってきている。といったところで、例えば3カ所なり5カ所を1カ所にして、そしてやっていくということを考えたときに、幼稚園だけとなると当然また同じことになるのですね。だからそのとき、一緒になったときに、幼稚園の機能と保育所の機能を、それまで持っていた幼稚園の機能に保育所の機能をつけてやるためにはどうしたらいいかとなったときに、この幼保連携型認定こども園がいいだろうということで、施設給付費は受けられないのですけれども、そういう思いがあって、合築して新しい園舎を建てたときに認定こども園に移行しているというふうなお話を聞きました。

当然今までとやり方は変わりますので、3歳以上は混合保育になっていきます。それで先ほど答弁の中にもあったように、給食を食べた後の行動をどうしていくかというふうなのがやはりあって、そこが分かれるわけですね。帰る子ども、それから午睡に入る子どもというふうに分かれるわけです。ただ、実際幼稚園のほうでも預かり保育が進んできておりますので、ここもそうなのですが、それを利用している方が多くなっているのです。それで、大体給食を食べた後も同じような形でこういくのではないかと、いっているようです。全部とはいわないようですが、何人かは帰るとのことなのですが、そういったような形になっていくというふうなこともお聞きしました。

その辺のお話も一応その中で検討材料ということで、今回情報共有する場を設けて、そういうふうな研究、検討といいますか、そういう場を設けたということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

何となく見えてきました。今、一関の例を見て、どうしてもやっぱり運営するためには財政的なものも問題があったり、そういうことがあるので、町長の答弁から見ると、現状の児童数で見ると明確なメリットがないと。保育、人を育てるとか教育をする場面で、メリットがあるのかないかではなくて、やっぱり子ども達のことを中心に考えて持っていつてもらえればいいなど。ちょっとこういう表現の仕方はあまりよくないし、やっぱり今課長がおっしゃった話であれば、この幼保連携型の認定こども園というのも、本当に検討するのであれば検討してもらおうし、これもなかなかいかないのであれば、今の幼保一体化の中での、認定こども園でなくて、こっちは平泉

町は幼保一体化で持っていきますよという言い方でも、そのやり方でもいいのであれば、何かきり園なのだから幼稚園だから保育園だからというので、いつも発表会とかそういうところに行って、スタッフの、先生方のスタッフTシャツ来てるし、でも呼び名は幼稚園保育園となっているしという、あいまいなところになっていますので、その辺も答弁には研究課題というふうになっているようですが、その辺も含めながら、十分な、よその検討で、子ども達や地域のニーズに合った、運営する側の優先な考え方でなくて、子ども達やその地域の実態に合った方向性に考えてもらえれば良いというふうに思います。

これも幼稚園ということになってくると、教育委員会もかかわってくると思うのですが、教育委員会ではどのような、この認定こども園のことについて、どのような見解をお持ちなのか、教育委員会のほうからお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

先ほど町長がお話ししたとおりであります。いわゆる現時点では現行の運営を続けることであらうというふうな、それは基本的な考え方で、教育委員会としても変わりはないというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、現在の幼保の形が一体となって一貫した教育、保育ができていると、それが1つでありますし、そのあらわれとして、例えば運動会であれ、発表会であれ、そういった諸行事について一体となって、幼稚園児だから、保育園児だからというふうな分け方をしないで、同じような形で教育が行われているというふうなことがありますし、かつては、何年か前まではPTAが別々だったところがありますが、それも一つになって、何ら違和感なく今、親御さんたちもお付き合いできているというふうな状況もあります。加えて、職員は幼稚園教諭の資格と保育士の資格、両方を持ち合わせた方々を採用されているというようなことから、とりたててといいますか、現段階で現行の運営を続けるというふうなことについては好ましい形ではないかなというふうに思っております。

私なりに課題はないのだろうかというふうなことを考えてみたのですが、2つあるかなと思いました。1つは、先ほど町民福祉課長から、設備基準として高い水準を維持しているということがあるわけですが、これから少子化の中でどのくらい保育所希望の子ども達が増えるかわからないわけですが、これ以上増えていくということになれば、その子ども達の部屋でありますか、そういったようなところについては、あるいは配慮が必要になってくるのかもしれない。これはわかりませんが、いずれにしても幼稚園希望よりも保育所希望が多くなっているという実態がありますから、そこについては今後、推移を慎重に見ていかなければならないかと、そんなふうに思っております。

それから、もう1点は、職員の資質向上が大きい課題かなというふうに思っております。みずからの実践力を高めようとする意欲をどう喚起していくか。若い先生方が多いわけですので、そしてなおかつ、小中学校の教職員であれば、ある意味で岩手県は全県1区で異動が大変

激しい。年数もある程度の年数で次々、例えば管内変わる、市町村が変わるということがありますが、幼稚園、保育所の場合には、言ってみれば2つしかないわけでありまして、そういうような中で、交流をできるだけしていくというふうなところで、資質的な部分を同じレベルといいますか、今レベル違うというふうなことではなくて、より指導力、実践力を高めていくというような中で、保護者の方にも安心して見てもらえるという、そういうような姿になっていくことなのかなと、そんなふう考えておりました。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

とても先に見える話で。

最後になります。一番、幼保一体化のところの（1）で、未満児の保育室の環境問題についてというところを最後にして終わりたいと思います。

ご答弁は、待機児童ゼロだということで、90人のところに102人も入っているという、非常にこれは問題があるのではないかなと。答弁にも、保育室が窮屈になっていると、子ども達の安全を第一に日々保育を行い、今後とも保護者の安心に応えられる施設づくりに努めていきたいというふうにご答弁いただきましたが、今教育長が話したように、保育室の狭さ、赤ん坊だからミルクを与えておむつを取り替えて、寝せておけばいいという、そういういろいろな問題、新聞報道でされるような、そういう施設ではないはずですので。まず子どもは成長していきます。日々年齢に合った発達もあります。今の保育室の現状は、人数的にもちょっと調べてみましたが、ゼロ歳児は14名ですか。1歳児が23名、2歳が25名と、大体このぐらいでいっているようですが、そうすると、もう50人弱ですよ。そういうところでぎゅうぎゅう詰めの中で、本当にこれが安全が保つことができるのかと。万が一事故でもあったらこれは本当に大変なことであろうと、そして、まだこの子ども達は離乳食だったりミルクだったり、おむつがとれている子、とれていない子で、本当に一番手のかかるところで、一番基本的な習慣が育つ時期でございます。だからそういうときに、本当に、何か一部屋にぎゅっと入れておいて一日を過ごすというようなことでは、ちょっと将来の平泉町を担う子ども達の保育のあり方ではないというふうに思いますが、この辺のところはやっぱり保育室の検討が十分に考えていかなければならない、緊急の課題ではないかなというふうに思いますが、ここは町長にお答えしていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

前段の幼保一体化、一元化といいますか、そういった中でも、長い間こうしていろんな議論の中で、そして現場に合わせた形で進められてきた中でありまして。そういう状況であります。現在、そういった意味では、まだまだ改良しなくてはならない、改善しなくてはならない部分はあると

と思いますが、しかし、やはり今まで培ったものはやっぱり大事にしながら、そして現場はやはり現場第一主義でいきたいと思います。

その中では、どっちがいいのかということの前提に、やはり今の状態の中で保育できるという環境ですね、きちっと優先的にその部分を、それを今後さらに推し進めるためには、どういう方向がさらに機能として有効的かということは、今後さらに検討させていただきたいと思いますし、今質問の、未満児の経過ですが、私も現場を見させていただいておりますし、保育所、現場からも、そういった意味ではかなりやっぱり厳しい状況にあるということはお話しされていますし、私自身もその現場を見ておりますので、今後何らかの形で、安心して、まさに万が一でも一でもあってはいけないのでありますので、万が一の前にですね、きちっと整備するものは整備しながら、安心して子育てできる、預かれる、そういう保育所、幼稚園を今後もつくってまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

先ほどの答弁で、ちょっと私、間違った回答をしてしまいました。女性の検診につきましては、集団で行っておりますので、費用とか参加のしやすいという形で、集団検診ということになりますので、なかなかほかの自治体での検診は難しいかなと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

これで寺崎議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時25分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

通告9番、佐々木雄一議員、登壇、質問願います。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

通告9番、佐々木雄一です。さきに通告しておりました、育英資金貸付基金についてと、交通体系、特にも道路交通法改正に伴う住民生活の懸念と対策についての2点について質問いたします。

す。

平泉町育英資金貸付基金は、昭和48年施行により、多くの有能な人材育成に役立ってきました。平成29年度の教育委員会が発行しております平泉の教育の20ページに書いてございます貸付状況、これを見ますと、昭和58年度から平成28年度までの34年間だけ見ても179名の支えとなっておりますようでございます。

基金は無利子で、1年または2年の据え置き期間経過後に14年間において償還する、償還の方法は月賦償還や一括繰上償還ができることになっております。

基金の貸付金額の推移と返済及び基金の運用益の状況がどうなっているのかお伺いいたします。

この条例を見ますと、高校生、大学生の貸付金額が、高校生は月額1万円以内、これは平成5年度改定、大学生は月額3万9,000円以内、国立高等専門学校生、月額1万7,000円以内、大学と高専に関しては、平成11年度以来変更がありません。

これらの貸付金として十分な金額であるか、その後の利用状況の適正についてや、要望をリサーチしているのか伺います。また、高校生の貸付金額、24年間、大学、高専生の18年間変更なかった、これらの貸付金の増額の考えはないか、お伺いいたします。

また、条例の中で基金条例第3条、これは貸付対象が大学及びこれに準ずる各種学校とあり、同7条では貸付金額の限度、これでは国立高等専門学校となっております。各種学校とは国立高等専門学校のみを指すのか伺います。

また、貸し付けについて、例年募集期間が4月10日より5月10日であり、その後選考委員会を速やかに招集し、選考し、貸し付けを7月1日に交付しているようではありますが、借り手が必要とする時期を逸しているように思えます。選考委員会の開催や募集の時期を早める等の工夫が必要ではないかと考えます。選考委員会の開催の迅速化や貸付日の前倒しはできないのでしょうか。

また、昨今では、国、県、市町村でも、給付型の育英基金が検討されております。貸付金の返済を免除するかわりに、ふるさとに戻り就職することが条件として賦課しているようではありますが、昨今の人口減少社会において、定住化の一助になると思われれます。当町でも給付型の育英資金の造成について検討されているか伺います。

次に、交通体系の整備についてお伺いいたします。

100歳以上の人口が6万人を超えております。そういう社会において、75歳はまだ若いということになりますが、運動機能の低下や認知症の可能性が高まっていると言われております。

老年精神医学を研究する慶應義塾大学医学部、三村教授によりますと、認知症は75歳以上の10人に1人が発症しているおそれがあると指摘されております。確かに運動能力、判断力の低下は個人差があり、元気な方も大勢いらっしゃいます。しかし、認知症になりかけた方も実際には自動車を運転され、重大事故につながる例が全国ではあります。平成26年度中に75歳以上が起こした死亡事故471件のうち、事故前の検査を受検していた438人を調べた結果によりますと、4割以上が認知症のおそれ、または認知機能低下のおそれがあったそうでございます。

このような危険運転のリスクがある高齢運転者の対策の一環で、平成29年3月12日から改正道

路交通法が施行され、運転免許証の更新時に検査と講習が強化されました。9月末までに受検者の2.7%に当たる3万170人が認知症のおそれと判定され、免許証が取り消し対象となりました。また、高齢運転の自主的返納する動きが全国的に広がっております。自動車の維持費の節約に加え、加齢による心身機能の変化による交通事故へのおそれからだとされております。

このように道路交通法改正で、認知症のおそれによる免許証取り消しや免許証自主返納について、実施された方が日常生活に不自由をせず暮らしていける環境を補完する交通体系の見直しが必要と考えられます。町民生活のこのような変化をどう捉えておるのか、また、これらの対応について伺います。

町内には、待望久しい道の駅平泉や、平泉スマートインターチェンジが計画されております。これら大型施設との町内の交通体系整備が必要と考えられますが、どのような構想があるのか伺います。過去幾度となく提起されておりましたデマンドタクシーの検討結果はどうなっているのか、また、デマンドタクシーでだめであれば、それにかわる政策はあるのか伺います。

以上、よろしくご回答のほどお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、佐々木雄一議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の育英資金貸付基金についてのご質問、①、②、③、④につきましては、後ほど教育長から答弁をさせます。私からは、⑤の給付型の育英基金の造成についての検討はされているのかのご質問にお答えをいたします。

給付型の奨学金については、現在独立行政法人日本学生支援機構で実施しております。また、国では人づくり革命として、高等教育の無償化等についても検討されていることから、その動向を注視しております。

給付型となりますと、給付型とは貸付型とは異なり、常にその財源が必要となることから、その財源をどうするのかということが課題となります。また、町独自での給付ということにつきましては、卒業後の町内の居住や就職先との兼ね合いなどもあり、難しい判断が伴うことも予想されます。このようなことから、現時点では、給付型の育英資金制度の導入については非常に困難なものと認識しておりますが、引き続き国や県、他市町村等々の動向も見極めながら検討してまいります。

次に、2番の交通体系の整備についてのご質問の、道路交通法改正により認知症のおそれによる取り消しや免許証返納による町民生活の変化をどう捉えているか、対応はどうかのご質問にお答えをいたします。

リスクの高い運転者への対策として、特に高齢運転者対策を推進することなどを目的に、改正道路交通法が平成29年3月に施行されました。この中では、臨時認知機能検査と臨時高齢者講習を新設し、認知機能検査で認知症のおそれがあると判断された高齢者は臨時適性検査を受けなければならないなど、検査制度が見直されたところであります。これらのことから、全国的に見る

と、認知機能検査を受けて免許を自主返納したり、免許証が失効したりするケースが出てきています。

町内の状況については現時点では明確になっていませんが、免許失効となった場合には、日常生活に支障が生じることが考えられます。有効な対策はなかなか難しいわけですが、自家用車にかわる交通手段について、支援策を含めて考慮していく必要があると思います。

次に、道の駅平泉や平泉スマートインターチェンジ等を結ぶ交通体系整備をどうするかのご質問にお答えをいたします。

道の駅平泉や平泉スマートインターチェンジ等を結ぶ交通体系の整備につきましては、本年4月27日に道の駅平泉がオープンして以来、国道4号を通行する道路利用者など多くの方々にお立ち寄りいただいているところであり、交流人口の増加などよい変化が生まれているものと感じております。また、平成33年春には平泉スマートインターチェンジが開通することから、町中心部などへの自動車交通の流れが大きく変わってくるものと思われれます。

町といたしましては、平成24年に策定した平泉町都市計画マスタープランに基づき、道の駅やスマートインターチェンジを交通の拠点と位置づけ、パークアンドライドによる周遊観光など、世界遺産平泉にふさわしい交通対策の構築に向け検討してまいりたいと考えております。

次に、デマンドタクシーの検討結果はどうなっているのかのご質問にお答えをします。

デマンドタクシーにつきましては、今年度地域福祉を含めた公共交通のあり方などについて、庁舎内で関係各課を集め、勉強会を2回開催し、現状における課題の把握や方向性を検討しているところです。今後は既存公共交通の有効的な活用や先進的に行われている地域買い物支援の取り組みなど、庁舎内においてさらなる検討を重ねるとともに、交通事業者等にも相談しながら、デマンドタクシーに限らない本町に合った交通体系について構築できるよう考えてまいります。

私からは以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

それでは、私から、1番の育英資金貸付基金についての4点にわたる質問について、お答えをいたします。

1点目の基金貸付金額の推移と返済、及び基金の運用益の状況についてでございますが、基金の貸付金額の推移につきましては、年度ごとにばらつきがあり、一概に言えるものではありませんが、貸付金額について、過去10年間で比較しますと、平成19年が627万6,000円となっており、最小が平成24年、301万2,000円、その後、平成28年の800万1,000円であり、増加傾向となっております。

償還状況につきましては、過去10年間で比較しますと、最高が平成25年の859万4,000円、最小が平成28年の414万2,000円、平均しますと612万7,000円ほどとなっております。原因は、年度初めに全額を一括で償還する方がいる年は増額となり、分割で償還している分については、一定の償還額を維持しているという現状でございます。

また、基金運用益の状況ということですが、この基金は無利子での貸付事業でございますし、運用上も定期預金等の対応は困難であり、近年では運用益はほとんど発生しておりません。

2点目の貸付金が高校生、高専、大学生の変更がないわけだが、十分な金額であるか、そのリサーチはしているか、また、貸付金の増額は考えていないかというご質問でございますが、貸付金額について十分な金額かのご質問については、平泉町独自のリサーチ等を行っておりませんが、大学における入学金及び授業料について、学生支援機構で調査しているデータについてお知らせいたします。

旧国立大学の場合には、初年度入学金28万2,000円、プラス授業料年額53万5,800円で、81万7,800円。私立大学の場合、文系、理系、医学、歯学系学部等さまざまでございますが、概算の平均で入学金26万1,089円、プラス授業料86万4,384円、施設設備費18万6,171円、合計で131万1,644円となっております。大学の場合、月3万9,000円掛ける12カ月で46万8,000円を充当する計算となります。

貸付金額は近隣自治体と比べて若干の差はあるものの、大きく異なる金額ではないものと把握しております。しかし、生活費については別途必要となること、また増額した場合には償還額も多大となることなども考慮し、貸付金の増額については検討してまいりたいと考えております。

3点目の、基金条例第3条が大学及びこれに準ずる各種学校とあり、第7条では国立高専となっている、この各種学校とは国立高等専門学校のみを指すのかというご質問でございますが、育英資金貸付基金条例第3条でいうところの各種学校とは、高等学校教育を終了した後に専門技術等を身につける専修学校や短期大学等を想定しており、学校教育法第134条に掲げられる各種学校に限るものではないと解釈し、運用しております。

条例では、大学に準ずる学校を大きなくくりとして各種学校と記載しているため、捉え方によっては解釈が異なる可能性もありますので、条例の内容も含めて、本基金条例及び関係例規の見直しについて検討してまいります。

4点目の必要とする時期に貸し付けできるよう、選考委員会の開催は迅速化できないかというご質問でございますが、貸し付けに係る申請受付の開始は、学校等に在籍することが確定している4月上旬から5月上旬としているため、選考委員会の開催は早くても5月下旬となり、毎年7月1日から、4月から7月分をまとめて支給している状況でございます。

初回の貸付日を早めるには、申請受付を年度前に行わなくてはならないため、そのことによるメリット及びデメリット等を踏まえた上で、申請者が必要とする時期に貸し付けができるよう、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

それでは、育英貸付基金については、基金という名前ですので、これから利益が出て、それで貸すものだというふうに私は思っていたのですが、この基金については歳計外で処理していて、

利益は、利息は発生しないという理解でよろしいでしょうか。

そのことと、今まで、平泉の教育については昭和58年度からの貸付状況しかないものですから、今まで昭和48年度からの、たぶん教育次長の資料では、今まで貸した延べ人数、どれほどあるかご存じだと思いますので、お知らせ願えますか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

最初の運用益、利子については発生しておらない状況となっております。

それから、貸付状況のほうで、開設以来ということで、昭和48年から平成28年まで、手元の資料ですと。高校生で58名、大学生で182名、大学等ということになるかと思いますが、182名の方に貸し付けをしております。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

何十年の中でも、182人がそういう教育の機会を得るためにこの貸付制度を利用したということですが、この金額は先ほど言ったように、相当の間、変更がなかったのですが、その一番の理由は何ですか。物価が上がらないからなのか、貸付状況の中で何かそういう意見がなかったのかを含めてご回答願えればと思います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

基金の造成につきましては、平成14年度の繰り入れを最後に、その後、その基金の中で運用ができてきたと、してきたという状況となっております。これについては、さまざま理由はあるかと思いますが、この平成14年度までは、確かに毎年のように基金のほうに造成をできてきたというところがございますので、ある程度そこまで積み立てで間に合うようになったのかなというのが1つございますし、あと、今分析しているのは、高校生については公立の授業料無償化等、それから私学も助成等々ありまして、貸し付けを受ける方も本当に1人とか2人というような、数えるほど、ゼロのほうが多いというような年が続いているというような実態でございますが、大学、それからそれに伴う専修学校、各種学校等の方については、逆に増えているというか、一定の人数の方に利用をいただいているものと思っております。そういったことで、ここ10年ぐらいは基金積み増ししなくても運用してこられたという状況となっております。

ただ、今後ですね、今、新年度予算要求等でも精査をしている段階ですが、平成30年度は何とかクリアできそうですが、平成31年度になるとやっぱり不足が出てくるのかなと。それはやっぱり大学等、それに準ずる学校のお子さんの貸し付けが増えてきているからかなというふうな感じでは捉えております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

繰り入れが平成14年度が最後だと。それで基金は運用してきたのですが、これ、何人という目標がなくて、残金なり見込み額で貸し出せる金額で人数が、その年が決まっているのですか。そういう計画性というか。その部分はどうなっていますか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

上限何人までというような運用はしておりませんでした。ここ数年間でも、平成23年度だけゼロという年がありましたが、ほかの年につきましては3ないし、平成24年度ですね、失礼いたしました。平成24年度ゼロだったのですが、ほかの年ではさっき教育長答弁申し上げましたとおり、ばらつきはあるのですけれども、4名だったり6名、8名というようなここ数年の状況となっております。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

今、ない年、平成24年がゼロでしたよね。震災の翌年ですね。これの事情は何ですか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

平成24年は、やっぱり平成23年の震災の影響が大きいのかというふうに捉えております。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

震災の影響でかえって貸し付けが増えるのならわかるのですが、貸し付けをしないというのは、私は逆なような気がするのですが。

その分析は、ではまた後ほど、課題として残しておきたいと思いますが、そのほかに、そうしますと人数が大体6名ぐらい。ましてや高校については1万円上限、貸付限度も1万円以内、1万円以内を借りる高校生というのは、経済的な困窮の事情のある家庭を支援するのではあるのですが、月1万円を借りるための手続等を考えて、本当に現実的なのかどうか。また、高卒で返済を考えると、やはり重いのかなという気はするのですよ。

そこら辺の今後のこの高校生の1万円も含めてですが、あとは大学についても、大学でもお金のかかる大学とかからない大学、国立大学においてもそうですよね。このご回答あったように、国立大学でも文系だったり理系と医学部関係では、極端に学費が違ってきますよね。それらもいっしょくたのこの基金のあり方というものは、私はしばらく変えていないから変えろということ

を言いたいのですが、それにしてもですよ、大学というひとくくりも問題は多いのではないかと。

ましてや、借りたら利息はかからないとはいいながら、返済に窮するから3万9,000円以下だという、先ほどのご回答ではございますが、選択できないですね、天井がもう決まっているから。3万9,000円。4万円以下ですね。ですから、この額を上げて、借りたい人に将来のことも含めて、その額を決める、借りている人は大体上限いっぱい借っている傾向が強いようですから、そういう部分も今後検討すべきとは思いますが、ここら辺はどうなのでしょう。先ほど、これから言うところの条例の対象学校についても、条例もいろいろ見直しをかけるべき点が多いと思うのですが、そこら辺の条例全体も含めて、その貸付額についても今後どうされるおつもりなのか、お聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

大学も国公立、私立、文系、理系、医学系とかさまざまあります。特に例えば医学系であれば、大変な学費がかかるということはそのとおりであります。

町の育英制度として、そうしたさまざまな進学をする子ども達に、一律ではなくてそれぞれのニーズに合った形の貸し付けをというふうなことは、理想ではあるかと思いますが、町の財政というふうなことで、繰り入れも入れて入っているわけでありますので、これは十分検討していかなければならない問題ではないかなと、そんなふうに思います。

この育英資金を借りる生徒たち、学生たちの多くは、町の育英資金だけではなくて、いわゆる昔の育英会支援機構とか、県とか、さまざまどころもあわせて貸し付けを受けているというふうなこともあるのではないかなと。町としては、向学心に燃えて、文系であれ理系であれとにかく学びたいという子ども達に対する基礎的なのか、基本的なのか、応援をするというような立場でもってこの制度があるというふうに捉えておりますので、そうしたことも踏まえながら、これから、先ほどもお話ししましたが、増額等については検討していく必要があるのかなと、そんなふうに思っておりました。

それから、高校生の1万円というのは何なのだというお話でありますけれども、今、先ほどお話ししましたように、私立であれ公立であれ、授業料については手当てされております。そうしますと、それ以外のところにかかる、例えば通学に係る費用でありますとか、あるいは私立ですと施設設備費みたいな形で、かなり負担を強いられているという部分もあるわけで、そういった形のところで充当できるようにというふうな形で、1万というふうな金額にしているわけですが、これも時代によって、それではというふうなこともあるかと思いますが、来年度以降、どのような形がいいのか、会議の中でご意見をいただきながら検討してまいりたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

ぜひとも検討していただきたいと思います。

この貸し付けについて、募集人員がそのまま貸付人員になっているように、表上は見えるのですよ。私の経験から言うと、私の息子のときにも借りようとしたら、内々に、額がオーバーしちゃうから辞退してくれというような話もあって、倍率には出てこないのですよね。結局はこの人数で選考委員会で決まっているということなのだと思うのですが、それがいいのかどうか。倍率があって、大勢があるというのが見えてこない表なわけですよね。本当はもっと借りたいのだけれども枠があるので借りられないという人が全然見えてこないですが、そこら辺の事情についてはどのように考えていますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

ここ数年であります、希望者には全員貸し付けるというふうな形で、線引きをしているとか、かつては親の所得というのが一つの判定のラインになっていたことがあると思いますけれども、今はそういったことも論議をいたしますけれども、いずれ進学して学びたいという子がいるのだというふうなことで、手を挙げるからにはそれ相応の理由がある、例えば大学に3人目であるとか、さまざまなケースがあります。そういったようなことを踏まえながら、全ての子に貸し付けるというふうな形で、委員会では合意を得て、そのようにしているというふうなことであります。

最近、例えば大学でありますと、南は九州、長崎から北は札幌まで進学する子たちがいたりして、そういう遠くまで行ってまで学びたいのだというふうな、その思いも受けとめながら、この制度を活用していただいているという状況にあります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

そのためにもですね、募集時、条例で決まっているからなのですが、募集が4月10日から5月10日というふうになって、これは貸付規則のほうで決まっていますよね。これについてですよ、例えば合格する前に募集して、手続は終わって、合格通知が来たら早速審査に入るといったような流れをつくられないのかということなのですね。それを7月まで待たなければ貸し付けがこないということでは、入学金の支払期限もたぶんあると思いますし、そこら辺の事情、借りる人からしたら、せっぱ詰まっている部分も多少あるかとは思いますが、そこら辺に呼応する形で、これらの、少し流れを前倒しするというか、流れを変えて迅速化することについてはいかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

先ほども答弁いたしましたけれども、今後、初回の貸付日を早めるには申請受付を年度前に行

わなくてはならないために、そういったことのメリット、デメリットを踏まえながら、申請者が必要とする時期に貸し付けができるように検討したいというふうにお答えいたしましたので、そのことを繰り返しますけれども、そのような形で考えていきたいと思えます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

それとですね、貸付基金については、これは基金の額は予算で決めると。それから、平成14年以来一般会計から繰り入れがないという状況で、そうしますと、何人貸すかというのをあらかじめ予想できないがために、こういうふうになっているのだと思うのですよ。

もう少し枠を広げるためにも、ここは町長だと思えますのですが、これらについて、次の給付型のこともあるのですが、給付型にしてはどうかという質問に対しては、その財源についていろいろ心配されているようですが、当町においては黄金沢に太陽光発電ができて、土地代についても8年間、8年何カ月分前倒しでいただいて土地代に充てたと。その後に賃借料が発生してくるわけですが、それらを使うということは、それらを使ってですよ、町に戻ってくる方を、そのきっかけをつくるということになりはしないかなと。給付型にすることによってですね。その目的が達せられないときには返還するというのであれば、町で痛む部分も限定されているというふうに思われますし、それが医学とか、先ほどの大学でもいろいろありますが、最近の医師不足、地元に戻ってこない等が考えられるわけですが、それらの人材の確保という部分も含めて、この当町においては盛岡、仙台の中間ということもございませう。ですから、就職については通勤していただくというようなことも考えられるわけですから、それらについて町長の所見をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

まず、財源の確保については、このことのみならず、やってまいらなければ、総合的にですね、考えていかなくてはならない部分であります。特化して、ただいまのこの育英資金の貸し付けについては、特に給付型ということになってきますと、1つはまずその辺も検討させていただくこととなりますが、ある程度の企業が狭められていますと、当町のように企業がかなり就職する部分が、就職できる部分が、ないところといっぱいある地域と、そのことによっても逆に資金の活用が難しくなるというようなことも実はあつたりすることもあると思えます。と同時に、ある意味ではですね、そういったことも含めながら、総合的に考えてまいらなくてはならない部分とあると思えます。つまり、先ほど教育長も答弁いたしました、その辺の、そこでメリット、デメリットという言葉の答弁になったと思うのですけれども、その辺はやっぱりきちっと精査しながら進めなくてはならないなというふうな、現段階での私の考えであります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

会計はみんな一緒ですから、色はつけられないのはわかります。ですが、そのように太陽光なりの貸し付けがあるのですから、その枠についてある程度確保してやるという方法も、やはり検討課題としては残っているのだらうと私は思っております。ぜひともそれらを活用して、一人でも多くの町民を戻ってきてもらいたいし、そのような施策をぜひともですね、定住化対策の一環としてもやはり考えていただきたいというふうに思います。

ですから、この基金については予算で上限、育英資金貸付基金については、予算で上下するものですから、そのことによって人数が6人から8人になるというようなこともあると思います。この資金の運用については、貸付事故等がないように答弁されていますが、それでよろしかったですか。

議 長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

ほとんど事故なくということでございますし、滞納というか、若干遅れ気味になったりする方もゼロではありません。ただ、督促、それから催告等を重ねて、育英資金についても償還いただくということで取り組んでいる状況でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

育英資金については、それはローリングするわけですから、14年間という間に償還が発生するわけですから、その枠についてももう少し弾力性を持って運用できるように、配慮していただきたいなというふうに思います。

次に、交通体系のことでございますが、この資料、全国紙に3万170人の認知症のおそれがあるって、免許取り消しがなったという記事があったものですから、警察でわかるのかと思ったら、警察ではなくて自動車学校の集計でやったようでございます。直接地元の自動車学校に行ったのですが、平泉町という特出しでやっていないのでわからないということでございましたが、比率からいうと、受講者の2.7%ですから、免許人数どのぐらいあるのでしょうか。それにしても、10人は下らないのだらうと思います。その方々が今後増えていくと。2人暮らしだったり1人暮らしだったり、家族がいればそのかわりの運転手はできるとしてもですね、今まで自分が運転していたという思いがあるでしょうから、それらの方々の足の確保というのは、やはり町のこれからの課題だと思います。

町でもいろいろ工夫されて、スクールバスによって地域の送迎を週2回されたり、観光客用にはるんるんバス等がありますし、送迎ボランティアもありますか。そういうようないろいろなことをされておりますが、これら、前にも私もデマンド提案していた関係で、視察等で、総務教民の視察で行った大玉村でもやっておりましたし、熊本県の南関町についても、この4月からデマ

ンドタクシーをやっていたようでございます。この近隣では、奥州市の前沢区で相当早くやられて、一関で舞川でもやられている。もういろんなところでそういう実践がされている中で、当町ができない理由について、私は、そのシステムがかかるということを、たぶん前回の回答の中でいただいていたように思いますが、デマンドがだめであれば、それらいろいろな交通体系がありますが、これらの総合的に検討する時期だと思われるのですが、その考えはございますか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

おっしゃるとおり、交通弱者に対する対応策というものは急務なのであろうというふうに考えております。

それで、各課においてさまざまな事業を展開しておるわけでございますが、今年度に入りまして、当課で公共交通の勉強会ということで、町民福祉課、保健センター、教育委員会、観光商工課とうちで、公共交通のあり方について、まずは、2度ほど開催していますけれども、1度目は現状はどうなのだという事でした。2回目としては、どういう形が望ましいだろうということで開催したところでございます。

それで、デマンドタクシーに関しましては、今まで何度かご質問いただいたところでございますが、当町としましては、かつて町長も答弁しておりますけれども、この庁舎から車で行くと、大体20分圏内でほとんどのところは行ける面積になっておるといこともございまして、本当にデマンドタクシーというものがいいものなのだろうかということは、ちょっと議論の余地があるだろうと思っています。

議員おっしゃるとおり、舞川地区で、一関市で行っておりますが、年間支出は300万円ほどを出している。利用者に関しましては、若干平行で推移はしておるようですけれども、少し減っていると。前沢についていきますと、当初から、前沢は結構前から行っていますが、利用者は、約半分までいきませんが、3分の2程度まで減少していると。これは人口減によるものもあるかとは思いますが、それで、前沢においては町費幾ら入れているかという、1,500万円。

これら考えますと、当町においてはデマンドタクシーも一つの候補ではあろうとは思いますが、例えばですが、今現在行っております患者送迎バスのようなものをもう少し拡大できないものかとか、そういう検討をするべきだろうというふうに考えておまして、今現在結論は出ておりませんが、この勉強会を経まして、よりよい方法を模索してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

平泉町は63.39平方キロで、南北8キロ、東西16キロぐらいの、住んでいる方は大体平地ということ、条件からすると、導入に否定する部分がよくわからないというか。効果的ではないのかと。

例えばバスにしても、患者送迎ですから患者さんが主で、買い物に行きたいというときもあるわけですから、今後そういう認知症の方々に免許ないというような状況もぼつぼつと、例えば中心部というか、街場以外であると、買い物にさえも難をするという事態が明らかなのですね。その方々をどう救済するかという策の中で、先ほど言った患者送迎バスを回数増やせばいいのかもかもしれないし、そのことによって、スクールバスではなくなって、そういう循環バスになるのか、そこら辺の検討は今後とも必要だとは思いますが、早急に課の打ち合わせもあるようですから、早急に結論を出して、これらの対応をお願いしたいなというふうに思います。

それと、道の駅はできました。ここにもバスは来ますが、さてスマートインター、土地代についてはよくわかったのですが、そこへの交通、パークアンドライドという、総合計画においてはパークアンドライドという言葉があるのですが、そうしますと、そこら辺と町の中をどのようなパークアンドライドに、バスのルートも含めてですね、どう考えているのか、ご披露願いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

道の駅がオープンしまして、議員ご存じのとおり、るんるんバスにつきましては道の駅の中に乗り入れてもらうという形で対応しております。これによりまして、るんるんバスが回る地区におきましては、うちのほうでも調査というか、見させていただきましたが、町民の方々も結構買い物に来ているということは確認しております。

同様に、スマートインターチェンジができるというふうになりますと、先ほど来からお話ししておるように、自動車を乗り捨てて公共交通で行くというパークアンドライドを推奨しているわけですが、やはりその際にも、このるんるんバスというものを南側まで回せないかという検討はしていきたいと思っています。これにつきましても、運輸局のほうにも問い合わせた結果、黒字路線で事業者がオーケーということであれば、バス停を増やすことは可能だということをおっしゃっておりますので、その辺につきましても、今後ちょっとそのような形で議論をしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

それとですね、スマートインターのことに関して言うと、あそこに1,100台が駐車するというところでございますね。土地代だけは決裁したのですが、付帯設備について何も考えていないような計画に見えますけれども、毛越寺駐車場で330台の駐車スペースがあつて、当時1億と言われたトイレつくっていますが、1,100台の駐車して、これは一日の交通量とどうも符合するのですが、それだけの車が駐車して人がそれだけが、掛ける3だと3,000人ぐらいが往来するというような場所に、そういう付帯設備であるトイレ等の設備はつくらないのかどうか、計画に載っているかお知らせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

今のところはつくる予定はございません。基本的にはあの地区を今後大きく開発していきたいと考えておりますが、その事業が認可になれば一緒につくっていく形になろうかと思うのですけれども、駐車場内においては、今のところは計画はございません。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

計画がないと言われると。地域の人から言われたのですが、あそこに駐車して、トイレは平安時代さながらに周辺にされるのかと、それでいいのかという、私に問い詰められたのですが、聞いていないから、つくるともつくらないとも答えはなかったのですが、つくらないという今の答えですと、私は地元になかなか行って回答しづらいのでございますが。それらについては、そうしますと次の構想の中で考えるという考え方で、そうしますとその次の構想というのは、平成33年3月に開通するスマートインターからさらに5年10年かかる計画のようにお見受けしたのですが、それでもやはりつくる考えはないということによろしいですか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

南側の部分に関しましての開発行為についてかと思いますが、これは地権者の方々の協力を得ながら進めていく話になりますが、それで事業が都市計画の中で認可されれば、事業は前倒しでやることができますので、基本的には平成33年3月に間に合うような形で南側の整備も行っていくというふうに思っております。それによってはオープンに間に合うものになろうかというふうに考えております。ただ、相手のある話ですので、その進め方につきましては、今後も慎重にかなければいけないということで考えておるというところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

そのほかにもですね、免許証を自主返納した方についての割引なり特典というものが、岩手県内では3市において行われているのですが、盛岡では65歳以上にポイントの付与、北上市はバス、タクシーの1万円分の商品券、奥州市においてはコミュニティバスの運賃半額というようなことがあるようですが、当町ではその自主返納者に対する割引特典をつくるというような考えはお持ちでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

自主返納を促進といいますか、そういうふうに行っているところは支援策を持って対応しているようでございますが、当町の場合は、今の交通事情とか高齢者の運転手段を確保するというふうな側面もありますので、まだちょっと促進をしていくというふうな形まではとっておりませんので、そういう意味では、ちょっとまだ支援策については今後の検討ということになります。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

いずれですね、育英貸付基金にしても、貸しやすく借りやすくしていただきたいというふうに思いますし、免許証の返上等の対策によって社会が変わりますから、それらに対する迅速な対応をお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

先ほどの育英資金の償還の関係で、事故はないのかということで、滞納のことについてお答えいたしました。事故かと言われるとあれなのですけれども、本人死亡による免除が1件ございましたので、事故ではございませんが、念のため付け加えさせていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

これで佐々木雄一議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時40分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

通告10番、高橋伸二議員、登壇、質問願います。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

通告10番、高橋伸二でございます。

質問事項、質問要旨につきまして、さきに通告をしてございますが、質問要旨の1つ目は、改正災害対策基本法への対応についてでございます。

2013年に災害対策基本法が改正をされ、市町村に対して避難行動要支援者名簿の作成と個別計画の作成が義務づけられました。以来7年が経過をしているわけでございますが、本町での取り組みの現状について伺うものであります。

2つ目は、本町におけるカモシカの食害対策についてでございます。

農林業の衰退と相まって、ニホンカモシカによる幼齢造林木や農作物への食害が顕在化してい

ます。こうした中、県は本年3月、新たに第4次カモシカ管理計画を作成をしましたが、本町におけるカモシカ対策について伺います。

3点目は、大規模災害時の学校における避難所の運営にかかわってでございますが、文部科学省が本年1月、教育委員会、そして教職員に対して、避難所運営の協力に関する留意事項というふうに題する通達を出しました。これを受けて、岩手県教委も通達を出したわけでございますが、その通達を受けての本町での対応について伺うものであります。

4つ目は、教職員の長時間労働是正に向けた対応についてでございます。

本年8月でございますが、中央教育審議会は学校における働き方改革特別部会を開催をしまして、教職員の長時間勤務の看過できない実態改善に向けて、今できることは直ちに行うと、こういう旨の緊急提言を発表しました。教職員の労働時間管理を客観的に把握するシステムなどの導入について、見解をお伺いするものであります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1番の改正災害対策基本法への対応についてのご質問の、避難行動要支援者名簿と個別計画の作成が義務づけられた、本町での取り組みの現状を伺うのご質問にお答えをいたします。

避難行動要支援者名簿については、一定の要介護者や身障手帳所持者等の名簿を町で整理し、民生委員に名簿確認をお願いしたところであります。その際、民生委員から、町でまとめた名簿登載者以外にも要支援者として名簿に加えたい人がいるという意見が多く出され、それらを加えた名簿として整備することとし、民生委員と複数回にわたり名簿確認を行い、民生委員が最終確認を行っていただき、名簿を完成したところであります。また、これらの名簿は現在、民生委員と情報共有しています。

次に、個別計画の作成についてですが、本人の意向を確認しながら、同意を得られた方について個別計画を作成することとしており、現在準備をしているところです。その際、個別計画には本人情報とともに支援者を記載することとしており、ひとり暮らしの場合など、支援者を誰にするかが課題となっています。このことは民生委員の会議においても出されており、また個別計画の意義についても、制度の理解や策定方法について意見が出されており、理解を得ながら対応したいと考えております。

次に、2番の本町におけるカモシカ食害対策についてのご質問の、農林業の衰退と相まって、ニホンカモシカによる幼齢造林木や農産物への食害が顕在化している中、県は第4次カモシカ管理計画を策定したが、本町での対応を伺うのご質問にお答えをいたします。

ニホンカモシカはご存じのとおり、特別天然記念物に指定されておりますが、昭和40年代から造林地での被害が顕著になり、議員ご指摘のとおり、県では平成16年に第1次カモシカ管理計画

を策定し、その後、2度見直しを図り、依然カモシカによる農林業被害が発生していることから、ことし3月には第4次管理計画が作成されております。

当町においても、ニホンカモシカの食害について、長島地区を中心に被害が発生しており、平成26年度、平成27年度には県の補助事業を活用した電気柵を設置するなど、対策を講じてきました。今年度はさらに、町単独事業の有害獣侵入防止柵設置補助制度を設けて、被害防除に努めたところであります。

なお、県内では過去2自治体がそれぞれ管理計画を策定し、管理捕獲を実施していますが、計画策定には直近5年の被害数量、それに対する防除実績やカモシカ生息密度等の調査が必要であることから、当町の管理計画策定につきましては、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次の3番の大規模災害時の学校における避難所運営についてと、4番の教職員の長時間労働是正に向けた対応についてのご質問につきましては、教育長から答弁をさせます。

私からは以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

3点目の大規模災害時の学校における避難所運営についてのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

当該通知につきましては、昨年度の熊本県熊本地方や鳥取県中部を震源とする地震や数多くの台風等による大規模災害の発生した際に、地域コミュニティの中心である公立学校が避難所となり、数多くの避難者を受け入れ、学校の教職員が避難所運営に協力していたことから、発せられた通知であると認識しております。

大規模災害の発生時における学校の教職員の第一義的な役割は、児童生徒等の安全確保とともに、児童生徒等の安否確認と学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことであり、避難所の運営については、一義的には市町村の防災担当部局や福祉担当部局等が責任を担うものであります。しかしながら、これまでの大規模災害の経験を踏まえれば、発災直後には被害状況の把握に追われるほか、道路だけではなく、通信、電気、ガス、上下水道をはじめとしたライフラインの寸断等により、現実的には、町の防災担当部局が直ちに避難所運営の十分な体制を整えることが困難であること等もあり得ます。そのため、今後も発災から一定期間は、学校の教職員が施設管理という点も踏まえて避難所運営の協力をし、円滑に防災担当部局や住民の自治運営へと移行すれば、早期の学校再開につながり、児童生徒等が日常生活をいち早く取り戻すことが可能となります。

本通知を受けての対応につきましては、具体的にはこれからとなりますが、学校が避難所となった場合を想定して、学校避難所運営の方策の検証、整備を行うこと、また、避難所運営マニュアルに基づく避難所運営の方策や、学校における避難所運営の協力に関する留意事項について、周知を図ってまいります。

4点目の教職員の長時間労働是正に向けた対応についてでございますが、教職員の労働時間の

把握につきましては、現在は個人ごとに超過勤務時間記録簿を作成し、毎月教育委員会へ報告をしているところです。なお、この報告結果を踏まえ、本年7月に設置した平泉町教職員衛生委員会において、長時間労働の実態やその縮減について検討を行っていくこととしております。

ご質問の労働時間の把握システムの導入につきましては、タイムカードや、現在各学校で使用している学校グループウェアの改修により労働時間管理機能を追加する等の方法が考えられますが、教職員の長時間労働の大きな要因となっている部活動指導など、校舎の外での勤務となることも多いことから、タイムカード等により全ての勤務時間を把握することは困難と考えておりますが、今後導入方法等について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

最初に、避難行動要支援者名簿の作成とそれに伴う個別計画についてお伺いをします。

もう既に皆さんご案内のとおりでございますが、あの東日本大震災で多くの高齢者あるいは障がいを持つ方々が犠牲になったことを踏まえて、国が2013年に災害対策基本法を改正をしたことに端を発しているわけでございます。

先ほどの町長の答弁を受けまして、議論をしっかり噛み合わせる立場から、まず最初に町長に4点お聞きをしたいというふうに思います。

1つは、既に名簿を完成をしている、民生委員と情報共有をしているというふうにお答えがありました。そこでお伺いするのですが、その名簿完成時期とですね、これが1つですね。それから民生委員と共有している情報、その情報の利活用の内容、そしてそのための手続、これはどのように行われたのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

まず名簿の完成の時期ということでございますが、いずれ、大体去年度ぐらいかかりまして名簿をつくったということで、4月にはほぼ完成したのがあります。

それで、少し時間がかかってしまったわけだったのですが、これは答弁にあったとおり、民生委員との話し合いをしながら、国が定めた範囲外で、いわゆる民生委員として、やっぱりこの地域の方で名簿に登載していたほうがいだろうという人が何人かあるということのご意見がありましたので、何回かその民生委員との会議の中でやりとりをしながらそういう、1年ぐらいちょっとかかってしまったのですが、完成をしたということでございます。

それから、利活用ということなのですが、今後はこの名簿を関係機関と共有していくということになります。

それで、現在はつくった、相互に町と民生委員が作りましたので、当然民生委員とは、その地区の分については名簿を一応共有しているということになります。それで、そのほかに消防と

かといったような機関にも名簿を提供するというふうなことになっておりますが、ただ、この名簿提供につきましては、通常時においての名簿提供については、あくまでもその個人の同意を得ながらというふうな前提がございます。ということで、そこら辺の経路を経ながら、今後通常時での名簿提供を行う必要があるだろうということが1つございます。災害時においては、全くそういうこと関係なく、消防初めそういったところに情報提供するということになっておりますが、平常時はそういうふうな形になっているということでございます。それから、手続もいずれそういう流れの中で行っていくということです。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

いや、私は町長が答えましたんでね、まさに基本的なことなんで町長に聞きたいというふうに前段でお話をしたのですが、担当だということで課長が答えられましたから、それはそれとしますけどね。

私が聞いたのは、民生委員と共有している情報はどのようなものですか、その内容は何ですかと聞いた。そしてその内容に基づく利活用はどうしているのですかと聞いた。それを扱うための手続はどうしたのですかと聞いた。もう一度教えてください。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

まず情報の分、中身の分についてでございますが、その災害時の要支援者となる方の個人の情報でございます。氏名、住所、生年月日、あとは連絡先。そういったようなのが最低限情報として共有されるというふうなことでございます。

それから、利用につきましては、先ほど申し上げたとおり、今後通常時での情報共有を図ることと、災害時においては個人の同意なく情報を共有していくというふうな形で活用されるということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

まさに平常時、通常時ですよ、今は。そのときに民生委員に情報提供していますと、共有をしていますと。こういう言い方ですよ。さらには関係機関として消防署も挙げた。当然行政区長もその中には含まれていくのだろうというふうに思うのですがね、いわゆる災害時以外、通常時の情報提供というのは、あくまでも個々人の本人同意を経てはじめて行われるものであって、それがなされたのですか。昨年12月からですね、本年の4月にかけて名簿をつくったというふうになされている。昨年12月のマスコミ報道では368名の名簿を確定したと平泉は載っている。どうなっているのですかそこは。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

現在、名簿登載者は337名で確定しております。

それから、情報共有については、今のところ民生委員だけでございます。それは、本人同意がもちろん必要なわけなのですが、民生委員に情報を共有したというのは、民生委員とやりとりをしながらつくったということでしたので、もうそのやりとりの中で既に情報共有されているというふうなことです。これはまず情報共有できるだろうという判断で、民生委員とは共有しているというふうなことでございます。

それから、ほかに消防とか関係機関への情報提供については、まだこれからでございます。それはあくまでも本人の同意を得ながらというふうなことがございますので、それは今後、個別計画の策定の意向等を本人に聞く過程の中で、その辺も把握しながら、情報共有の意向と、それから個別計画の策定意向を同時に聞いていく中で、情報共有の段階を図っていくというふうな段取りで今準備しているというところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

まあ進める手順としてね、言われていることは理解できないわけではないのですが、少なくともですね、そういう名簿をつくってその名簿に登載をされた方の、世間一般でいうところの個人情報があるところには掲載をされているわけですよ。それを、民生児童委員といえども第三者がその名簿を保管をするということについてはね、やっぱり本人、名簿に登載をされた337名の方々の合意というのを前提に取り組むというのが本来あるべき姿だというふうに思うのです。

まあそこで、そこは一旦置いて百歩譲ってもですね、これから個別計画を作成をしていくわけですから、そうしますと個別計画を作成をしたその資料というのは、課長が言われたように関係機関含めて、それは情報提供をしていくことができる、本人同意があればですよ、できるわけなのです。だからこそね、やっぱりそういう個別計画、名簿を作成をし、その上に立った個別計画をつくるに当たっての本人同意という部分は大事にしないと、さまざまなやっぱり環境に置かれた方々がおられるわけですから、そういう方々のプライバシーなどが侵害をされるということのないようにね、事は十二分にやっぱり配慮しなければいけないと、そういうふうに思うわけでありませう。

それで、後でもちょっと触れますけれども、自主防災組織とのかかわりなどを含めてですね、やっぱりそういう名簿を作成する、あるいは個別計画を作成をする、そういったものがね、行政区長のところにもきちっとやっぱり情報伝達として、事前情報として入っていくというのが望ましいというふうに考えるのですが、そこはどのようにお考えですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

当然そのように、地域に情報提供するという場合においては、行政区長、あるいは自主防災といったような、これは民間の団体になってしまうのですが、提供をしていくような形になるというふうに思います。

それで、先ほどの民生委員においても同意は大切にすべきだということだったのですが、そのとおりでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、作成過程で既にその地域の分に限り、民生委員と作成過程の中で情報を共有しながらつくったものでございますので、これは民生委員としても必要な名簿でございますので、そこは省略したような形になるかもしれませんが、そのほうがベストだろうというふうなこちらの判断でもって、民生委員のほうにはそのままおあげしているということでございます。

そういうことで、同意については国の通達のほうでもありまして、やはりプライバシー、いわゆる情報の保護をするということと、この今回の災害対策基本法に基づく情報提供との関係について、かなり詳しく書いております。だからそこが難しかったところなのだろうなというふうなことは読み取れます。ということで、本人同意といったようなことが言われているところだというふうに思います。

ただ、一方で、これを実際に運用するとき、民生委員の意見の中で、意見の中でですね、まず名簿に登載した人全てが必ずしも個別計画をつくって進むような、対応するような人たちばかりではないだろうと、それは、自分で例えば身障手帳1、2級といっても、内部障がいなどの場合だと普通の生活はできるわけなのですね。そういった方まで含めて、国の中では名簿の登載というふうに言っているのですが、そういったような人もいるということなので、そこは本当に災害時に要支援者になる方というのは、また国の考え方とはちょっと違う、地域に応じた形というのはあるのではないかとというふうなことで、民生委員からその点についても指摘を受けております。そういうことも踏まえまして、これの運用については地域に合ったような形でできればなというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

先ほど言いました4点のうちの3点目をお聞きをするのですが、答弁の中ではですね、いわゆる個別計画作成に向けて準備を進めていると、このように述べられたわけなのですが、先ほどの課長の答弁を聞きますとね、本年4月にはもうできていると、なおかつ先ほど言いましたように、昨年12月には368、今は337という数字に変わっていますが、できているわけですね。そして、昨年の段階まででいうと、法律が施行改正されて6年が経過をし、今7年目になっていると。名簿ができてから1年もたつわけですよ。それなのに、できなかった理由、進まない理由というのはですね、どこにその要因があるというふうに見てるのですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

これはすぐ個別計画の意向を把握しながら、情報共有も含めてですね、の意向も含めてなのですが、手続に進めていきたいというふうに思っています。

ただ、先ほども申し上げましたように、民生委員のほうから、その地域に合ったような形でこの名簿をやっぱり運用していく必要があるのではないかというふうなことも言われましたので、そこら辺もうまく何かできないかなというふうな、実は思いはあります。だから、真に必要な方を、例えば名簿登載者の中で、真に災害時に、やはりこの人は個別名簿をちゃんとつくって対応していくというふうな方がある程度限定する中で、そういった方々を重点にやれるような方法といますか、そういったようなこともできないかなみたいな内部での検討はあります。それは民生委員のご意見を受けながらのお話で、検討でございます。

それで、いずれ遅れていることは確かでございますので、早急に個別計画の意向、それから情報共有の意向も確認をして進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

非常に先んじてお答えをいただきますので、結構なことは結構なのですがね。

そこでね、4つ目の冒頭に言いました件なのですが、お聞きしたいのはですね、これも次のように述べられているのですが、理解を得ながら対応したいのだと、このようにくだりがありますね。誰が誰の理解を得るように対応するというをここでは述べたのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

ちょっとここは解説いたしますと、まずこの制度の理解でございます。それは、一方的に名簿をまずつくるものですから、名簿をつくられた相手は、登載しているかどうかというのは、こちらから通知が行かない限りわからないのです。こういう対象になっている方がこうで、この人たちを名簿に上げなさいというふうに国から言われていますので、その範囲は必ず上げていくということになります。そういうことからして、名簿登載になっているかどうかということが、相手はまずわからない状態で進むということで、そういう意味で、相手側の理解が、この制度の趣旨も含めてですね、ちょっとすぐ通知が来ても戸惑うだろうというふうな、そういうことでの理解という意味でございます。

だからそこも含めて、相手に通知を出すときは、意向はどうですかという紋切り型ではなくて、これこれこういうふうな制度でございますというふうな前段の書きぶりがあるって、そして、そのことを理解してもらった中で、同意をいただくかどうかというふうなことを判断していただくというふうな工夫が必要だろうということでございます。

あとそれから、ちょっと先ほどの話の中で1つ漏れておりましたが、一番のこの個別名簿になかなか進めないという、進めないというか、ちょっと遅れている原因の一つの中に、個別計画を

つくる場合、本人情報だけではなくて、その人を誰が支援するかという、実は問題があります。それで、通常家族がいらっしゃる方であれば、一番は家族の方になるわけです。ということですが、ひとり暮らしの高齢者とかそういう方々が多くなっていく中で、どうしても誰もいないといったことが出てきます。ことが想像されます。これもやはり民生委員の中から出ておまして、ではその場合、誰にするのですかということでございます。通常そうなりますと、誰彼というふうなことはなかなかもうなくて、最終的には地域の方々がそれがやれる方ということで、結局は民生委員だったり、区長だったりといったような方が名簿をつくる段階で載ってくるというふうなことでございます。

この点について、やはり民生委員の会議の中でも、それを懸念するといったら、これはちょっと表現があれなのですが、誰なのですか、誰にするのですかというふうな民生委員からの問いかけがあったのは、実はそういうことです。これについては、ほかの市町村でもやはり悩みの種でございまして、一人のいわゆる支援者に多数のいわゆる支援していただく方が来るというふうなことにもなっている例もあるようです。それもやむを得ないのかなというふうには思いますが、そこら辺もどうしていったらいいのかというふうなことは、これは地域と、特にも民生委員なり区長なり、とも十分話をしながらやっていかなければならないだろうというふうに思います。そういう意味での理解ということもでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

個別計画作成に当たってのハードルがまだまだあるというふうに思うのですが、ぜひ丁寧な対応をお願いしたいというふうに思います。

そのほかにも聞かなければならないことが後ろに控えていますから、まとめてお聞きをします。答えていただける点があれば答えていただきたいというふうに思います。

1つはですね、やっぱり337名の要支援者の同意を得る取り組みを早急にやっていく必要があるだろうというふうに思うわけでありまして。今課長言われましたように、いくつかの地域に応じた課題を整理をしながら、実態に合うものをつくりたいというようなことも考えておられるようですが、やっぱりそうした障害を取り除くための努力をぜひ一緒に進めていただきたいものだというふうに思います。

そこでですね、こういうことを取り組まれてみてはいかがかというふうに思うのですが、県内で33自治体がある中で、昨年12月の段階で既に同意を取りつけている自治体が28市町村あるんですね。したがって、そういう先んじている自治体の取り組み事例に学ぶということも必要ではないか。あるいはそういうところへ行ってみて、どんな苦勞をされながらどんなふうにしてやられたのでしょうかということを見てくるということも必要だというふうに思うのです。

それで、既に全国の中では、この同意書をつくり上げる、あるいは個別計画をつくり上げるために、それぞれの自治体で臨時の職員を雇用をして、それに特化をして名簿を作成をした、ある

いは個別計画をしっかりと作成をして、いつ災害が来ても順応即応できるようにしたという事例もあるわけです。

町長は、平成30年度の予算編成に当たって5つの重点施策を掲げたというふうに報道されていますが、その中に防災対策を位置づけているわけであります。やっぱりそういったことも含めてですね、早急にこの取り組みに着手をするということが必要ではないかと思うのですが、町長いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

今るるご説明をさせていただきました。まさしく喫緊の課題の一つであります。

その中で、やはりこの個人情報であったりいろんな部分で、町に地域に合った形ということも前提としてやっていく中にも、例えば名簿に俺は登録しなくてもいいと、実はそういう支援の中でもあると、他の市町村のことですけれども、そういったこともあるやに聞いております。そういったときに、ではその人は名簿から外していいかといえば、やはりいざ災害のとき、名簿に登録もしていないんだし、本人の確認したらば、私はそれさ載んなくていいと言われたからそれでいいということには、やっぱりならないというふうに思っております。

そういった中で、民生委員が懇切丁寧にご説明をいただきながら、まずは支援者、要支援者と民生委員がそこでまずは共有ができた段階で、果たして今度ですね、区長もさらに自主防災組織、もっと全部こうやっていきますと、果たしてそこまで今度同意がですね、といった、大変そういった内面的なことも大変重要なことだというふうに思っております。しかし、いつ災害が来てもそれに対応できる、そういう体制は早急にする必要が当然ありますので、それに向かってやってまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

ぜひよろしく、そこはお願いをいたしたいと思います。

次に移ります。

カモシカの食害対策でございます。

県がつくった第4次のカモシカ管理計画というのは、やっぱり13年前につくった第1次計画から年を経ても、ニホンカモシカによる食害が減るどころかむしろ拡大をしてきていると、こういうことに対して、農林業被害の軽減のために、岩手県全域を対象にして、第4次計画として平成34年までの計画をつくったわけなのです。

被害の発生が県に報告されているのは、近隣では一関市を初め13の市町なのです。これは県が第3次計画でまとめた平成24年の調査から、5つの市町へ被害が5年間で拡大をしたということが、この第4次カモシカ管理計画から読み取ることができるわけです。

そこで、平泉町内におけるカモシカの食害対策の現状について、やっぱり共通認識を持つ必要があるだろうというふうに私は思います。

本町においては鹿やイノシシ、あるいはツキノワグマ、こうした野生獣の被害防止対策に主眼が置かれてきたということは、全くそのとおりのことでもあります。実は私も町の有害鳥獣駆除実施隊員の一員でありまして、この間、戸河内地区における有害獣に対する対策が、平成28年度の町のさまざまな手厚い助成事業の中で、一定程度以上の効果、成果を上げてきているということについては、評価をしているのです。それと同時に、戸河内地区における住民の皆さんの意識がやっぱり高まってきているのです。この野生獣被害に対する意識が、そのことがですね、町がはじめた助成とうまくリンクをして機能したというふうに私は見ているのです。

ただ、一方ですね、長島地区におけるカモシカの被害というのが、これは正直言って菅原農林振興課長もあまり事前の知識は薄かったようでございまして、改めて今回ですね、長島のカモシカによる食害について、行政としても目が向けられていないということは、共通認識として持っていただきたいということでもあります。

なぜカモシカの被害に対して、住民やあるいは行政が目を向けてこなかったのかということなのですけれども、私が思うには、やっぱりカモシカというのは天然記念物だと。天然記念物に作物被害に遭っても、なかなかどうこうしてくれというふうには言えないというようなですね、やっぱり感情といいますか、そういうものが、受忍の感情とでもいうのですかね、あるのだろうというふうに思います。

しかし、現実にはですね、このカモシカによる被害で、私が見てきただけでも4つの農家で被害が発生をしております。その中には、自己防衛策としてLEDライトを5つ買ってきて、それから携帯ラジオを買ってきて、山の裾の田んぼのあぜ道に、畔に、そのLEDライトを5つ差して、夕暮れどきになると農家の人がそれを山裾に向けて点灯してですね、カモシカが寄ってこないように自己防衛しているというような人もいます。その田んぼはことしは被害なかったのです。あるいはまた、カラーテープ、これを竹で柱をつくって二重に回して、そして被害を防止をしていると、こういう方もいるわけでございます。

そんな努力をしている中で、やっぱり県の第4次カモシカ管理計画というのは、市町村において地域ぐるみの被害防止対策を継続的に支援をするためにつくったというふうには書いてあるわけですよ。ですから、今まで本町においてはカモシカ被害に対する認識も、あるいは情報提供も非常に少なかった。そういう中で、どのようにしてやっぱりこのカモシカ被害が蔓延をしないうちに防除に進めていくかということが、これから平泉に取り組んでいかなければならない課題だというふうに思います。

ただ、これは答弁の中でも述べられていますように、自治体にとっては極めてハードルの高い取り組みだということは私も承知をしています。したがって、この管理計画が一朝一夕にできるようなものではないということも承知をしていますから、次のようなことについて検討をされてはいかかというふうに思います。

1つはですね、やっぱり町として、カモシカ被害に対する対策に乗り出すぞということのスタ

ンスを明確にするということが必要だろうと。その上に立って、管理計画を作成する前に、現状の被害状況がどうなっているのかという把握にまず取り組んでみるということ。そして3つ目には、その現状の被害状況を把握するためにはですね、役場の皆さんが回って歩くわけにはいきませんから、地域住民の皆さんがこういう食害があったということを情報として提供する、そのための住民に対する普及啓発の取り組みを、まず向こう1年間なら1年間しっかりやって実態把握をすると、そういうところに力を入れながら、被害の状況が確認できてくれば、果たしてそれがニホンカモシカによる食害なのか、あるいはニホンジカによる食害なのかということを判別をしなければなりませんから、そうすると、本年、本町で鳥獣対策として購入した定点カメラ、こういったものが有効に活用できるというふうにつながっていくと。ぜひそういったことで、無理をしないで身の丈に合った取り組みをしてはどうかというふうに思うのですがいかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

議員ご指摘のように、県のほうで4次の管理計画をつくっておりますけれども、やはりカモシカというのは基本的に国の天然記念物というふうなことで、今まで捕獲はされてこなかったというふうなところでもあります。また、ニホンジカとカモシカのその食害の違いについても、なかなか明確な違いというのがないということで、ニホンジカについては、当町の場合は平成26年度から捕獲の実績が出てきておりますけれども、近年は若干増えているのかなというふうなところがあります。

カモシカについての捕獲につきましては、県の管理計画に沿った形で、市町村でも管理計画をつくれればよろしいわけですが、議員おっしゃるようになりかなりハードルが高いということで、今県内では、過去に住田町と陸前高田市で取り組んだ経緯がありますが、ここ2、3年はどこの市町村でもまだつくっていないというふうなところもあります。

やはりイノシシにつきましては今、力を入れているというのはそのとおりですが、カモシカについても、現状をやはり把握した中で、同じように被害は減少するような対策は講じなければならないと思っておりますので、少しずつ状況を確認しながら、こういった対応が可能かということで、イノシシの対策と同じような形で実施できればいいのかなというふうに考えています。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

ぜひですね、できることから取り組んでいくことを重ねて訴えておきたいと思います。

次に移ります。

教育長から大規模災害時の学校の避難所運営についての答弁をいただきました。

まだ取り組まれておられないということでございます。それも無理のないことだろうというふうに思うのですが、文科省の通知を受けて本年4月14日に県教委が出した対応指針、これを見れ

ば、11項目の運営体制についてこのようにしなさいと定めているのは、教育長も十分承知をされているんだらうというふうに思うのです。ただ、これは教育委員会や学校長との間だけで対応できるものではないのですね。したがって、避難所運営の管理責任というのは行政側にあるということは、先ほどの教育長見解の中にも答弁にもあったとおりですね。いわゆる県教委の通知を受けて、完全に見直しをされたこの管理体制に合わせて、本町の防災担当課というのですか、そこがですね、教育委員会としっかりした連携をとって対応しなければならないというふうに思うのですが、そのことについて、町側としてはどのように教育委員会と体制をつくり上げていく予定ですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

災害時の対応といたしまして、今現在、地域防災計画の定めの中に、その各部署部署ごとの災害時の対応、方策等が明記されているところでございます。ただ、その中で、役場の部署としての教育委員会サイドの担当というようなことは明記されてございますけれども、学校そのもの、実際的に避難所という場所になる学校施設でございます。特に体育館については、各学校の体育館についてはその可能性が大いに高い場所でございます。その中で、学校サイドとしてのマニュアルというものについては、まだ示されていないというような状況でございますし、地域防災計画の中にも、その中の詳細な事項までは全く掲載されていないというふうな状況でございます。

これにつきましては、今後先進の地域等々の情報等も仕入れながら、教育委員会サイドと十分に検討しながら、近いうちに必要なものの整備を整えたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

おおむね今の答弁でいいんだらうというふうに思うのですが、私がなぜ教育委員会にこれを聞かないで町側に聞いたかといいますとね、県教委が出した通達の中ではですね、学校側に対しては11項目の運営体制を定めなさいというふうにしていますけれども、あわせて、行政である町の災害担当との対応に委ねるところが大きいという書き方をして、そのくだりの中にですね、地域における自主防災組織との連携を図れとこうなっているわけ。そうすると、教育委員会が自主防組織とやるということは、これは経路が違いますから、そういう意味からいうと、町当局、行政側がやるべきことというふうに、私は受け止めているわけです。

したがって、そういう観点からも、今総務課長が答弁をされた内容について、やっぱり教育委員会とのすり合わせはしっかりと進めていただきたい。それぞれ教育委員会は教育委員会の持ち分の中で、管理体制をしっかりとつくっていただくということと、行政側は行政側でということでの取り組みをお願いしたいというふうに思います。

そこで、実は先ほど言いましたね、要支援者の個別計画はここにかかわってくるわけです。それはなぜかといいますと、今文科省やあるいは県教委が出した通達、学校管理のあり方を完全に見直した取り組みの中では、学校がいわゆる福祉避難所的になる可能性もあると。つまり、そういう要介護支援者などが避難をしてくるということも想定をされるから、そのことも踏まえた対応を求められていくわけです。そうすると、やっぱり先ほど町民福祉課長が言われたような取り組みをしっかりと進めておかないと、学校側で避難所として開設したときにそういう方が避難をしてきたときに困るということ。困るということは、地域の方々がボランティアで取り組む、あるいは自主防災の方々がボランティアで取り組むときに支障が生ずるということなのです。そういうものができていないと。そのことをしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、教育長のほうに1つなのですが、この県教委の通知の中ではですね、この取り組みを進めるに当たっては、学校長をはじめ全ての教職員に対してね、この制度の内容というものを研修会を行うなどしてしっかり説明をなささいということが言われております。先ほどの答弁を伺っていますと、十分にこの通達の趣旨が理解をされているというふうに読み取れましたので、そのようなことについてもよろしく願いをいたしたいというふうに思います。答弁はいいです。次に移ります。

教職員の労働時間の是正に向けた対応であります。7分しかありませんから急ぎたいというふうに思いますが。

ことしの3月会議の私の質問に対する答弁で、教育長は、大綱4点、次のように答弁をさせていただきました。教職員の長時間勤務が慢性化しないよう、管理職が注意を払っているのだと。2つがですね、管理職が毎日日誌によって退庁時刻を確認し、特定の職員への偏りがないように確認などを行っているのだと。これは先ほどの答弁もそうですね。そして、特定の職員に業務が偏らないよう、組織として迅速確実に業務を遂行できるようにしていると。さらに、これはすぐに取り組んでいただいたことで、私は評価をしているのですが、教職員の労働時間管理と労働安全衛生規則27条に基づく平泉町教職員衛生委員会の設置に取り組むということで、設置をさせていただきました。ただ、構成員のあり方については若干課題がありますから、そこの認識は理解をいただいていると思いますので、実態改善に向けた次の取り組みに、実はつなげていただきたいというふうに思うのです。

きょうの答弁でも述べられていますように、教職員の勤務実態の管理というのはまさに自己申告方式ですね。それをもとにして進められているわけです。やっぱりこれをですね、私は今改めていくべきではないのかなというふうに思います。

これまで教職員の勤務時間の管理に目が向けられてこなかったという背景に、給特法というものがありませんよね。この給特法が影響をして、労働時間管理が適正に行われることに一つの障害というか、弊害になっていたのではないかとこのように思います。

ただ、法律的に言いますとね、労働時間、勤務時間の管理は労働法制上、校長や服務監督者である教育委員会に求められている責務なのですね。そういうことからすれば、やっぱりタイムカ

ードだとかICカードだとか、校内システムといいましたっけか、そういったものをしっかり活用して時間管理をしていくと。現にですね、岩手県の県北と県央の学校、私の知る限り、3校ではタイムカードを導入をして勤務時間管理をしている。その結果、教職員の時間管理に対する意識が非常に変わったということが言われているのです。そして、意識改革の面でね、持ち帰りの仕事を含めての意識改革の面でかなりの成果があるというふうに、私は聞き及んでいるのです。

最後に伺います。やっぱり仮にタイムカードを導入しても、タイムカードの導入というのはあくまでも労働時間管理の入り口、スタートなわけです。やっぱり自宅へ仕事を持ち帰るといような課題の解決、あるいは業務改善や健康管理施策と一体として進める必要があるというふうに思うのです。そこで、先ほど言いました平泉町教職員衛生委員会の機能の充実とあわせて、自己申告に頼らない勤務時間管理ができるように、改めてタイムカードなどの導入について再考していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

タイムカードの導入等のことについてお話する前に少し触れさせていただきたいと思っておりますけれども、今年度9月から毎月、各学校の超過勤務の調査を上げていただいております。そういう中で、4月当初よりは大幅縮減はされてきていると。それは各学校の努力であろうなというふうに思いますし、学校によっては、特に突出した職員については個別に校長が面接をして、その実態を明らかにしながら縮減に向けてというふうな指導も行っているという状況にあるということでもあります。

同じく地方公務員なわけですがけれども、やっぱり教育現場の特殊性というのはご存じいただければと思いますけれども、例えば退庁時を過ぎても家庭訪問をするとか、生徒指導上の面接、面談をするとか、さまざまなことがありますし、それから中学校では部活動という、休日でもそういうふうなことで動くというふうなこともあったりして、なかなか定時のところで、玄関のところでタイムカードを押してそれで済むというふうなことだけではとどまらないというふうな状況もあるのではないかなと、そんなふうに思っています。

先ほど給特法のお話がありましたが、4%、普通の公務員よりは高く給与が出ているわけでありまして、それに当たる附則4項目というのがありますが、それは非常に限られた中身でありまして、例えば校外実習その他生徒の実習に関する業務、修学旅行その他学校の行事に係ること、それから職員会議、非常災害等、あるいは生徒の指導に関して緊急の措置を要する場合というふうなことに限定されて、それが4%だということなわけでありまして。それどころでない、いろいろな勤務実態があるというふうなことであります。そういうような中で超勤が生まれてきているというふうなことがあるわけでありまして。そういうことですので、なかなか難しいところがあるのではないかなというふうに思います。

県立学校においては、パソコンによって、いわゆるタイムカードを使わないで管理をするというふうな形をとっているということを知っておりますけれども、このことについては、学校現場

とも意見交換をしながら進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

実態だけ少しお話しさせていただきますけれども、10月の調査によって、やっぱり中学校の超過勤務がどうしても多いわけでありまして、その中で、月80時間を超える超過勤務が2人ございました。その2人のその日ごとのやつを調べてみますと、そのうちに、土曜日曜の部活がその80の半分以上を占めている、時間的に。というふうな実態であります。

いうふうなことで、今、全県的に、平泉もそういうふうには徹底しているわけですが、第2第4日曜日は部活なし、月曜日部活なしというふうなことは徹底しております。それであっても、その部活にかける時間が多いというふうな実態もあるわけでありまして、そういったことも今後どのように改善していけばいいかというふうなことは、国では部活指導員を養成して、お金を払ってそれをというふうなこともあるようですが、果たしてそれが平泉の場合、あるいは地方の場合なじむのかどうかというふうなことも検討していかなければならない状況にあると思っておりますが、そういった諸々のことがありますので、これから本当に走りながらというふうなことでありますけれども、どのような形で、基本的には労働時間是正ということが第一でありますので、そういったことについても今後学校現場、あるいは衛生委員会を通じて、話し合いをしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

これで本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は12月14日午前10時から行います。

本日はこれで散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時43分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 高 橋 伸 二

同 升 沢 博 子